

小金井市児童発達支援センター事業詳細計画



平成25年3月

小金井市

はじめに

「誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまち（福祉と健康）」を目指して

近年、心身の発達において特別な配慮が必要と思われる児童には、その特性を早期に発見し、その児童に合わせた支援へとつなげることが重要となります。

市では、東小金井駅北口土地区画整理事業に伴うピノキオ幼稚園の移転改築に併せ、定員の拡充、業務の充実及び発達支援事業の構築に向けて検討を行ってきました。



その中で、発達支援事業の構築においては、現在、多くの部署で行っている発達支援に係る相談事業等の統合または連携を図るため、関係する3部7課の部課長職及び課長補佐職で構成する「発達支援事業検討部会」を設置し、検討を重ねてきました。

さらに市民の皆様と一緒に事業を構築していくため、平成23年11月から月1回のペースで合計18回にわたり意見交換会を開催し、発達支援事業の内容について意見交換を行ってきました。意見交換会では、皆様の体験談等を伺うことができ、市民ニーズを把握するにあたって、重要な機会であったと感じています。市では、いただいた意見を真摯に受け止め、児童発達支援センターが市の発達支援事業の中核的な施設となるようにするため、この度、「小金井市児童発達支援センター事業詳細計画」としてまとめることとしました。

今後は、この計画をもとに、利用者やご家族の皆様ならびに関係機関と育んできた関係をさらに強固にし、皆様とともに発達支援事業を推進していくセンターを目指していきたいと考えております。

最後に、この計画の策定にあたり、ご提言をいただきました市民の皆様をはじめ、各関係機関ならびにご協力をいただきました皆様に深く感謝を申し上げます。

平成25年3月

小金井市長

箱葉孝考

小金井市児童発達支援センター事業詳細計画 目次

1	詳細計画を策定する目的	1
2	発達支援センターの事業概要	2
(1)	実施事業	2
(2)	利用対象者	2
(3)	開所時間及び休館日	2
(4)	職員配置	3
(5)	支援の流れ	4
3	相談部門	6
(1)	相談支援事業（児童相談支援事業）	6
(2)	連携事業	8
(3)	地域支援事業（保育所等訪問支援事業）	10
4	発達支援部門	14
(1)	学齢児童対象事業（放課後等デイサービス事業）	14
5	通園部門	16
(1)	通常通園（児童発達支援事業）	16
(2)	児童一時預かり事業	18
(3)	親子通園事業	20
(4)	外来訓練事業	22
6	発達支援センターの施設と業務時間	24
(1)	施設の概要	24
(2)	各事業の業務時間	27
7	発達支援センターの運営に対する取組	27
(1)	意見・要望等の把握	27
(2)	児童発達支援センター運営協議会	27

参考資料

・児童支援利用計画案	29
・さくらシート（支援シート）の管理・活用	33
・小金井市の発達支援事業に係る基本理念	36
・（仮称）小金井市児童発達支援センターに係る基本的な計画	37
・小金井市児童発達支援センター条例	44
・小金井市児童発達支援センター条例施行規則（案）	48
・小金井市児童発達支援センター運営協議会規則（案）	51

1 詳細計画を策定する目的

本市では、心身の発達において特別な配慮が必要と思われる乳幼児の早期発見・早期支援から、生涯にわたる支援を行うための発達支援事業の中核的な施設として、平成25年10月から小金井市児童発達支援センター（以下「発達支援センター」という。）を設置します。

発達支援センターを整備することによって、相談窓口の一元化、対象となる児童^{※1}への適切な支援の拡充、関係する機関との連携をより充実させていくことができ、子育て支援の環境が整ったまちとなり、誰もが安心して暮らせる思いやりのあるまちとなることを目指します。

また、発達支援センターでは、法外施設として運営を行ってきたピノキオ幼稚園を再整備し、引き続き児童の発達を支援する施設として開設する予定です。

上記のような発達支援センターを目指すために、平成24年9月に小金井市の発達支援事業に係る基本理念（以下「基本理念」という。）及び（仮称）小金井市児童発達支援センターに係る基本的な計画（以下「基本的な計画」という。）を策定し、発達支援センターの基本方針として以下の項目を掲げています。

- 誰もが利用しやすい発達支援センター
- 相談から療育までの一貫した支援のできる発達支援センター
- 各種機関の連携の核となる発達支援センター
- 早期に発見し、支援につなげる機能を持った発達支援センター
- 利用者等の意見を反映させた発達支援センター
- 発達支援事業の広報周知、理解啓発を行う発達支援センター

この基本方針を達成するために、以下の(1)から(4)までを目的として小金井市児童発達支援センター事業詳細計画を作成します。

- (1) 利用者一人ひとりの個性が大事にされ、適切な療育が実施されるようにします。
- (2) 児童及び保護者等（等の中には、きょうだい、祖父母等が含まれる。）の相談に対して、充分に対応し、安心して利用を継続することができるようにします。
- (3) 発達支援センターの運営においては、小金井市（以下「市」という。）の中核施設として関係機関にも周知・啓発を含めて連携・支援ができるようにします。
- (4) 利用者、保護者等、関係機関が、発達支援センターの事業内容、利用方法、効果について理解できるようにします。

※1：本文における用語の定義として以下のように定めます。

- i 乳児：満1歳に満たない者
- ii 幼児：満1歳から、小学校就学の始期に達するまでの者
- iii 児童：満1歳に満たない者から満18歳に達するまでの者

2 発達支援センターの事業概要

(1) 実施事業

発達支援センターで行うことは、以下の①から⑧のとおりです。

- ① 相談支援事業（児童相談支援事業）
 - ② 巡回指導等（保育所等訪問支援事業）
 - ③ 放課後等デイサービス
 - ④ 通常通園（児童発達支援事業）
 - ⑤ 児童一時預かり事業
 - ⑥ 親子通園事業
 - ⑦ 外来訓練事業
 - ⑧ 児童の発達についての知識の普及及び啓発に関する事業
- 詳細は、「3 相談部門」をご覧ください。
- 詳細は、「4 発達支援部門」をご覧ください。
- 詳細は、「5 通園部門」をご覧ください。

参考：小金井市児童発達支援センター条例 第4条

（仮称）小金井市児童発達支援センターに係る基本的な計画

(2) 利用対象者

(1)で示した事業を利用する人については以下のとおりです。

- ① 相談支援事業（児童相談支援事業）は、18歳未満の児童及びその保護者
- ② 保育所等訪問支援事業^{※2}は、18歳未満の児童で、その保護者が児童通所給付費の支給決定^{※3}を受けた方
- ③ 放課後等デイサービスは、おおむね小学校6年生までの児童で、その保護者が児童通所給付費の支給決定を受けた方
- ④ 通常通園（児童発達支援事業）は、2歳以上の幼児で、その保護者等が児童通所給付費の支給決定を受けた方
- ⑤ 児童一時預かり事業は、乳児及び幼児
- ⑥ 親子通園事業は、幼児とその保護者
- ⑦ 外来訓練事業は、2歳以上の幼児

※2：巡回指導等は「巡回指導」と「保育所等訪問支援事業」があり、保育所等訪問支援事業は保護者等が利用し、巡回指導は施設の職員が利用する。

※3：支給決定の流れについては、3(1)相談事業で説明する。

参考：小金井市児童発達支援センター条例 第7条

（仮称）小金井市児童発達支援センターに係る基本的な計画

(3) 開所時間及び休館日

発達支援センターの開所時間は、平日の午前8時30分から午後7時までです。

休館日は以下の①から④のとおりです。

- ① 日曜日及び土曜日
- ② 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- ③ 1月2日及び同月3日
- ④ 12月29日から同月31日まで

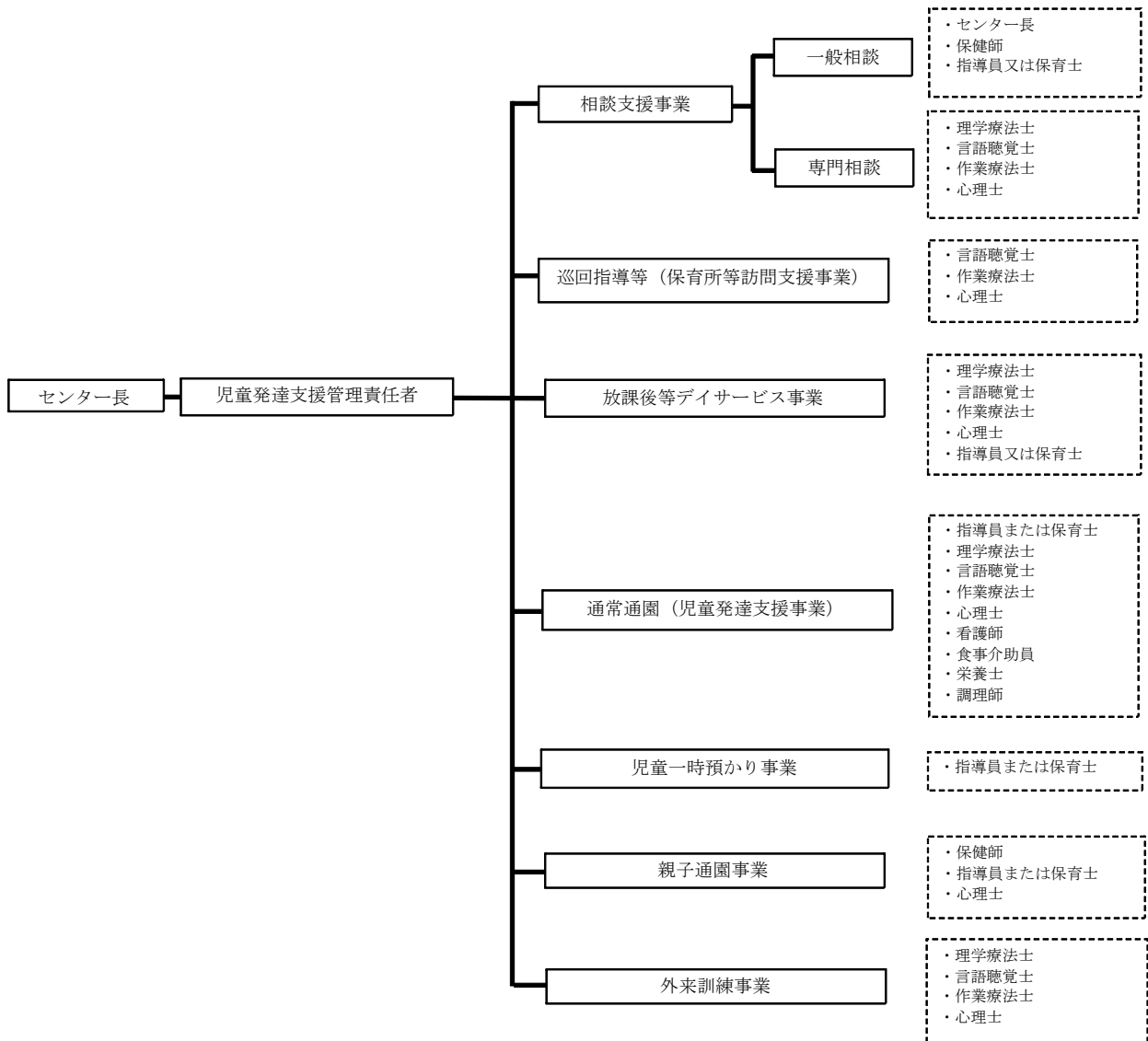
参考：小金井市児童発達支援センター条例 第5条及び第6条

(4) 職員配置

各事業を実施するための職員配置は、以下のとおりです。

なお、各事業で同様の職種の職員を配置する際には兼職することができます。

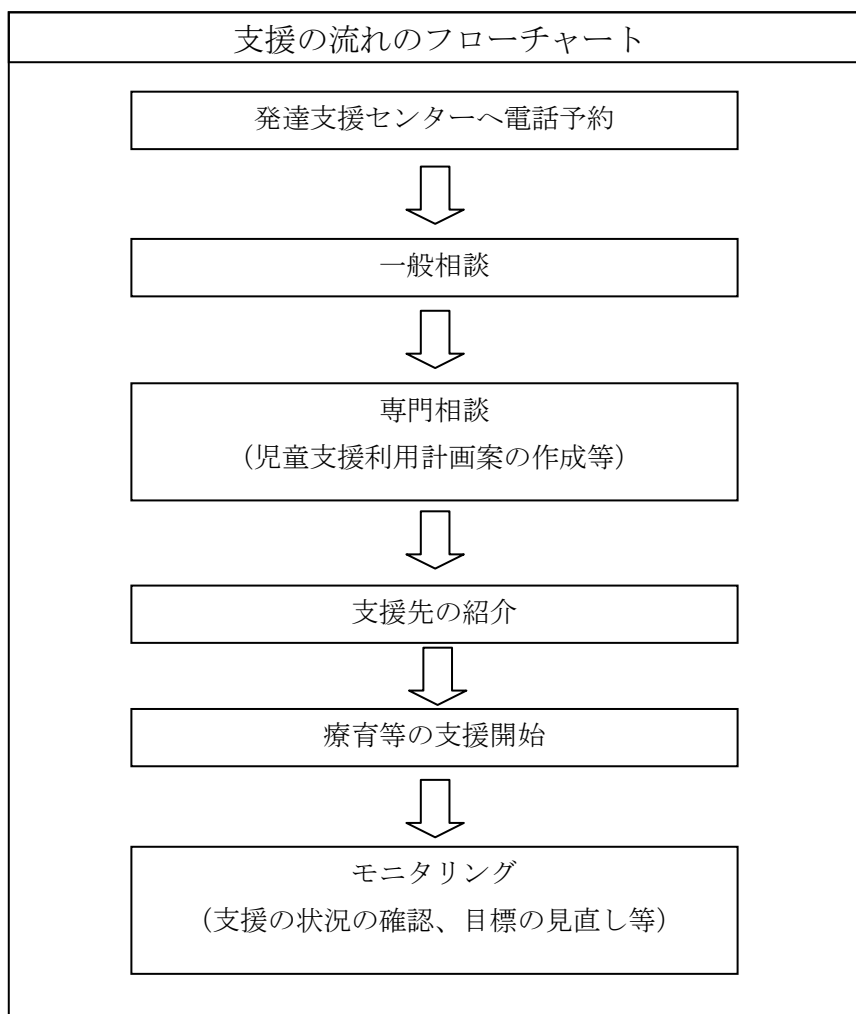
職員配置図



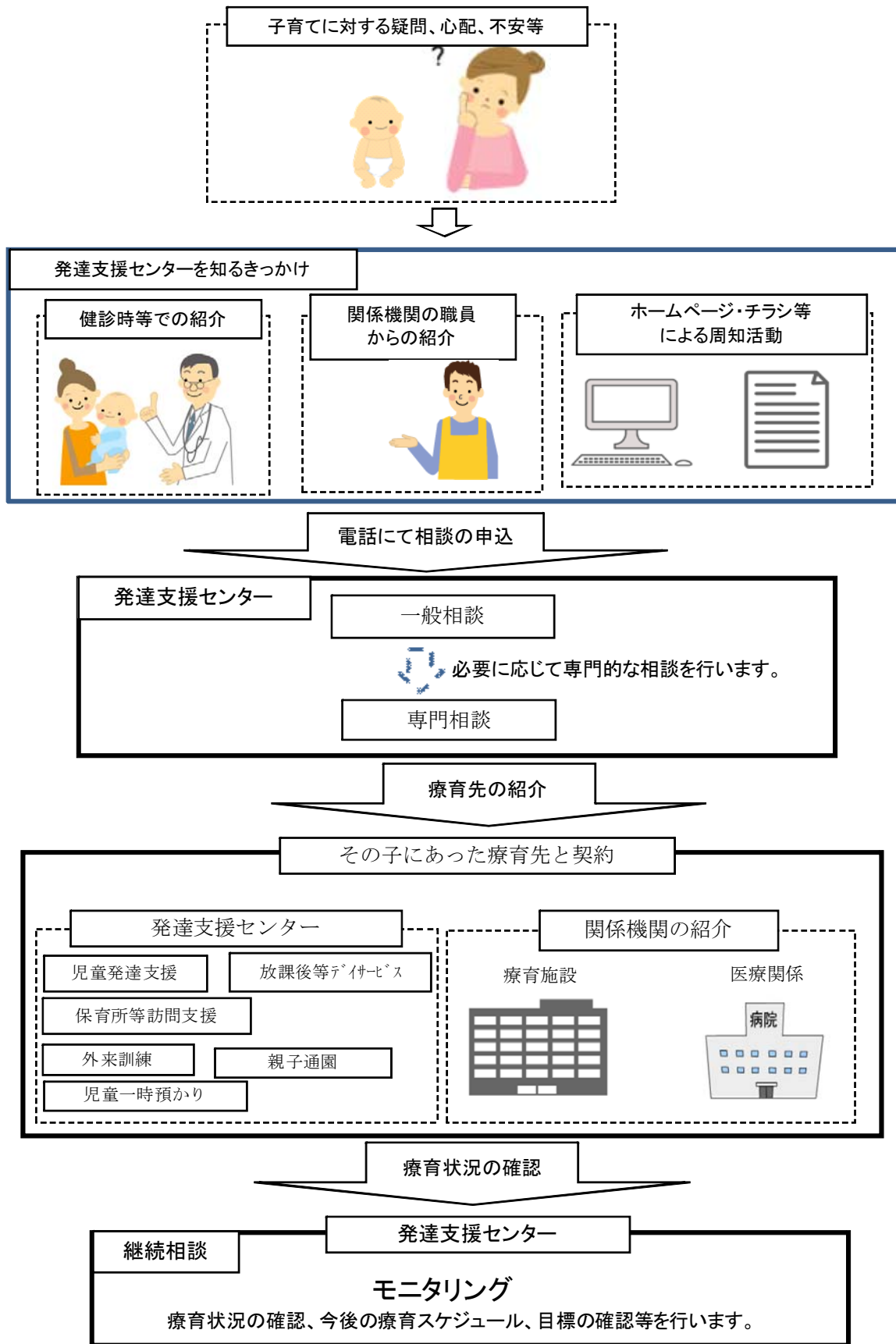
※その他の職種として、清掃等担当する職員を配置します。

(5) 支援の流れ

発達支援センターを利用される方には、まずは電話で予約していただき、一般相談を受けていただきます。相談の内容により、専門的な相談が必要な方には別途専門相談を受けていただき、支援の内容等を見立てます。相談後、発達支援センター以外で支援を受けることとなった場合でも、発達支援センターでは保護者等との面談、療育の状況の確認、今後の療育目標等について確認・調整を行っていきます。



参考：支援の流れは図1のとおり



3 相談部門

(1) 相談支援事業（児童相談支援事業）

① 事業の目的

- ア) 心身の発達において特別な配慮が必要と思われる児童とその保護者等に対し、児童の成長に関する相談を通し、適切な対応や必要な支援につなげることで、心配や不安の軽減を図り、児童と家族等の良好な関係性や子育てへの自信等を促します。
- イ) 児童に対し、発達に応じた適切な対応を検討していくために、専門的立場から、療育の必要性の判断や療育方針を定める診断・評価を行い、一人ひとりに応じた支援プログラム（児童支援利用計画案^{※4}）を作成し、効果的・効率的な支援が受けられるよう努めます。

② 事業概要

相談支援事業には、一般相談及び専門相談があります。

一般相談では、児童の相談だけでなく、保護者自身の悩み、家族支援等も含めた相談体制を構築します。

専門相談は、一般相談において専門的な相談が必要と判断された児童の専門的な相談（言語、身体、心理及び発達等に係る相談）を実施します。

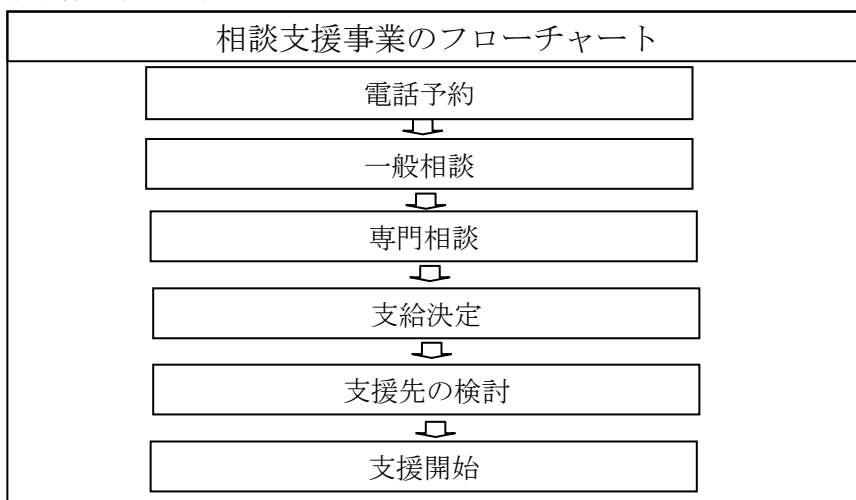
③ 事業の流れ

相談支援事業では、相談を希望される方からの電話を受けて、面談する日時の調整等を行います。相談を希望される方は、面談の日時に対象の児童とともに発達支援センターに来ていただき、一般相談を受けていただきます。その際に、児童の症状、状況、保護者等の考え等について確認をします。その後、専門的な相談が必要であれば専門相談を行います。

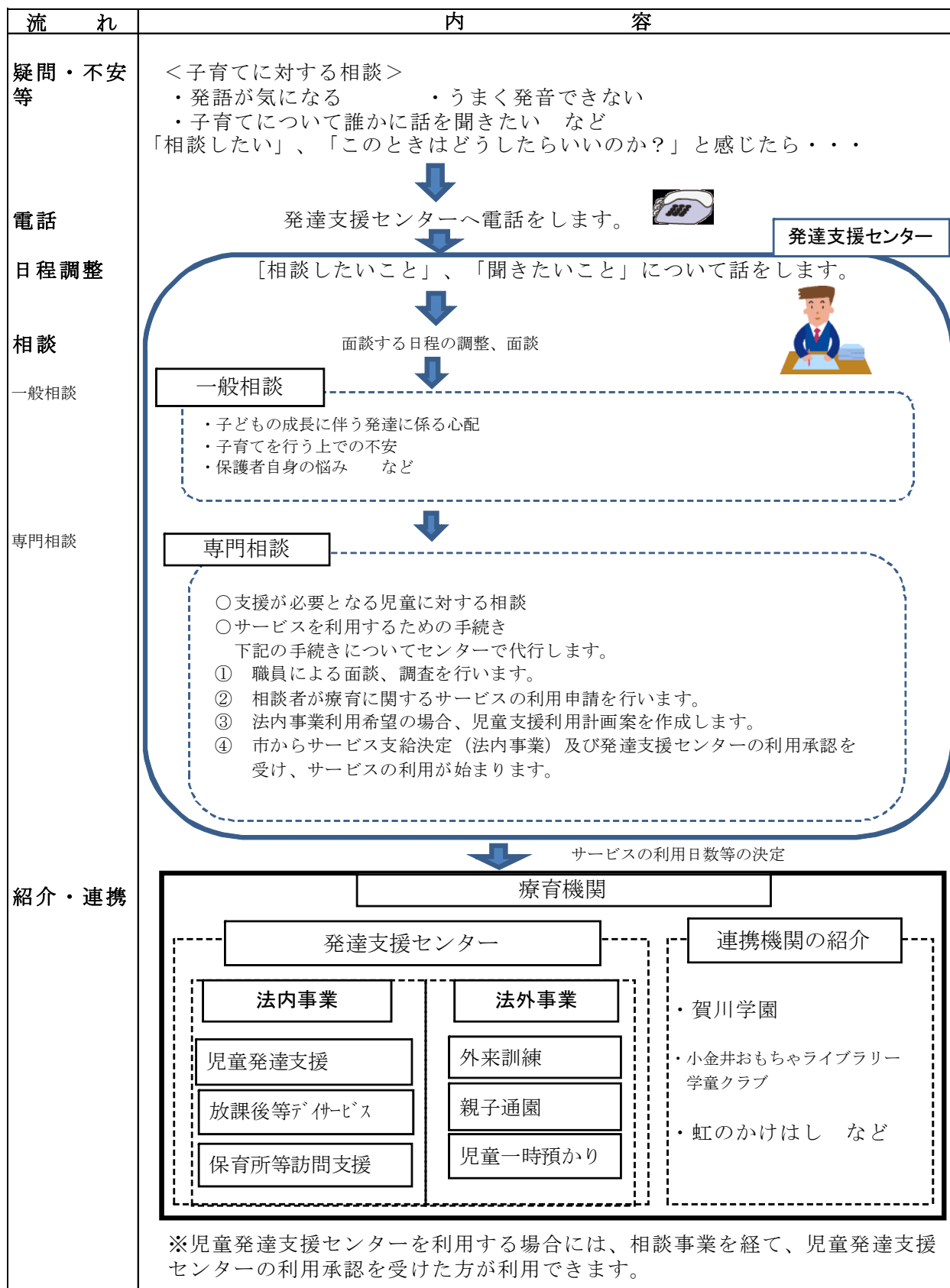
専門相談では、状況を確認の上、支援が必要であれば、支援を受ける手続きを行い、療育先を検討・選択し、契約を交わして療育が始まります。なお、これら一連の手続きに必要な書類等は、発達支援センターへ提出をすることで、手続きができます。

※4：児童支援利用計画書案は参考資料1

参考：相談事業の流れは図2のとおり



相談事業の流れ



(2) 連携事業

① 事業の目的

心身の発達において特別な配慮が必要と思われる児童のライフステージに応じ、専門的かつ切れ目のない支援体制を整備します。

② 事業概要

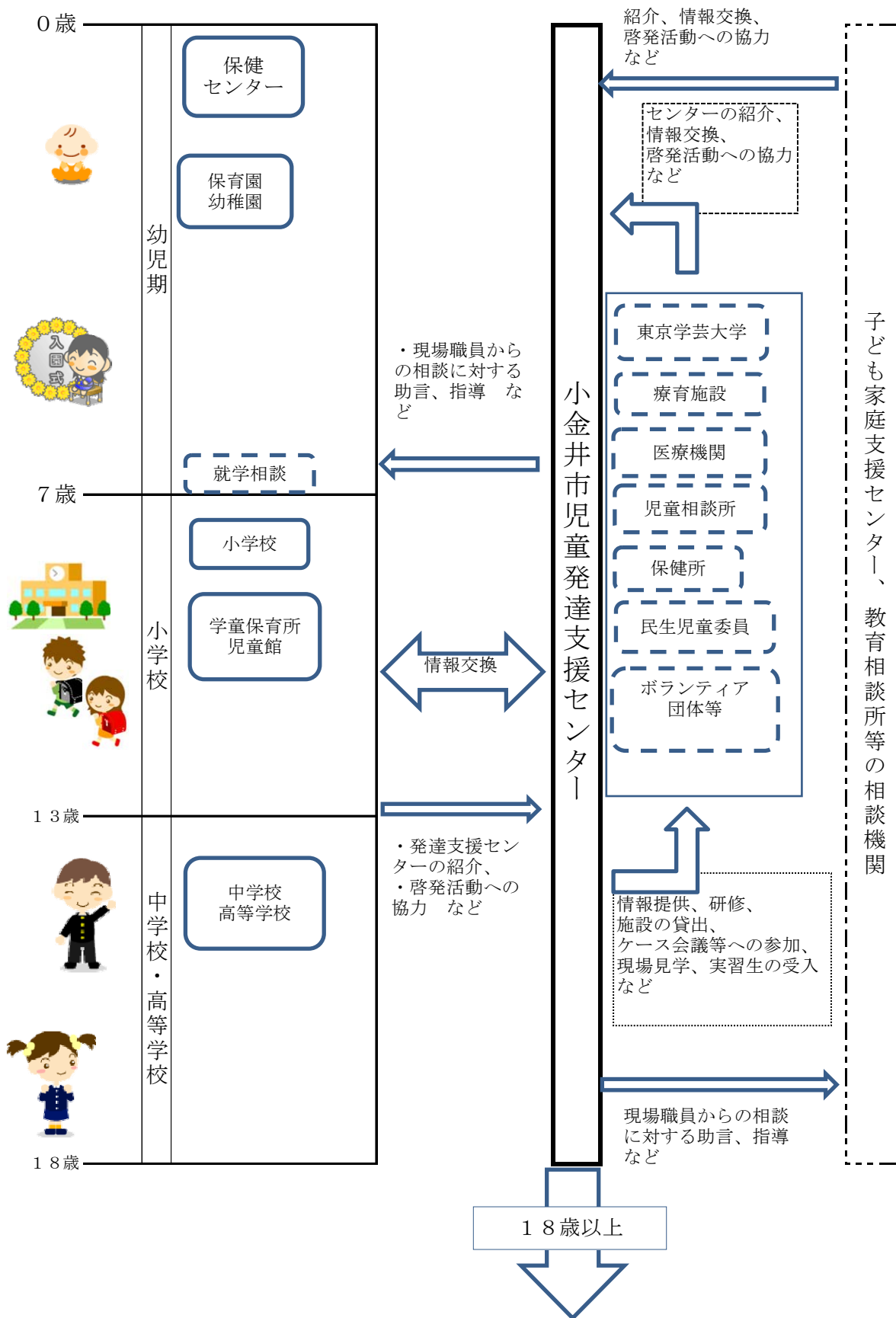
相談から療育までの円滑な支援を行うため、保健センターで実施している母子保健事業をはじめ、保育施設等及び教育施設で実施している支援が必要な児童に係る事業との連携を図り、必要に応じて関係者会議等を行うことにより、切れ目のない支援体制を整備します。

また、関係機関からの相談を受けた場合は、その対応方法、指導内容等について指導及び助言を行います。

さらに、児童が18歳に達した場合は、成人部門である小金井市障害者地域自立生活支援センターへ引継ぎ、継続した支援を行います。

参考：連携体制図は図3のとおり

連携体制図（案）



小金井市障害者地域自立生活支援センターに引継ぐ

(3) 地域支援事業（保育所等訪問支援事業）

① 事業の目的

心身の発達において特別な配慮が必要な児童やその保護者等が、集団生活に適応するために、発達障がい及び発達支援センターの理解・周知、保護者等の交流、関係職員のスキルアップを行い、児童の通う保育施設等の安定した利用の促進を図ります。

② 事業の概要

ア) 啓発活動

a) 事業概要

発達障がい及び発達支援センターの理解・周知のために、パンフレットの作成、講演会等の実施による啓発活動を行います。

b) 対象者

保護者等、地域の方、妊娠中の方、関係機関の職員

c) 啓発活動の内容

- ・発達障がいを啓発するパンフレットの作成
- ・発達支援センターを紹介するパンフレットの作成
- ・家庭でできる療育案内・指導
- ・講演会等の実施

イ) 保育施設等職員研修

a) 事業概要

発達障がい及び発達支援センターの理解・周知のために、保育施設等の職員に対する研修を行います。

b) 対象職員

現場で働く職員（保育施設、小学校等）、庁内で働く職員等への研修

c) 研修内容

- ・相談に対する研修
- ・療育に対する研修
- ・発達支援センターの見学
- ・発達障がいに対する研修
- ・さくらシート^{※5}に対する研修

※5：さくらシートは参考資料2

り) 巡回指導（巡回相談）

a) 事業概要

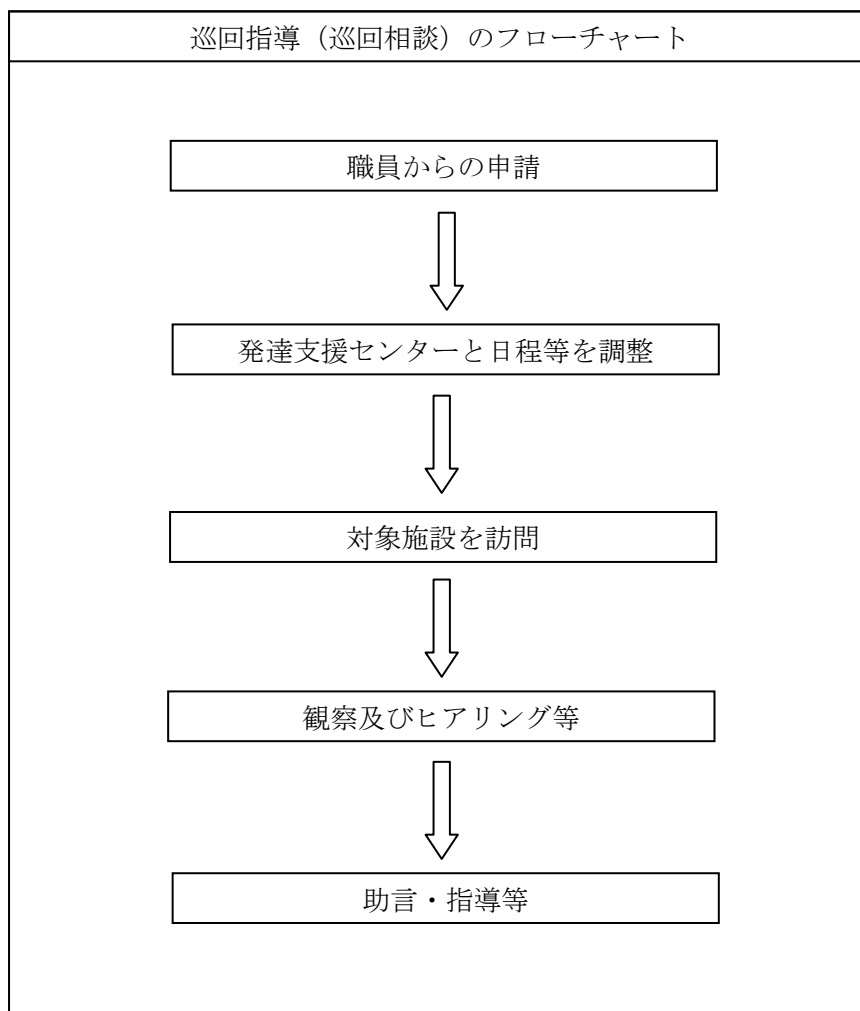
保育施設等の職員からの要望に応じて専門職員が対象施設へ訪問し、今後の対応等について指導・助言をします。

b) 事業の流れ

巡回指導（巡回相談）では、保育施設等の職員からの要望に応じて、事前に日時、場所、対象児童の状況、指導・助言を希望する事項等について調整ができた後、専門職員が訪問します。

対象施設では、対象児童の集団での状況、友達との関係、職員の気になること等を観察し、担任の先生等のヒアリングを行った上で指導・助言等を行います。

※実施時期については検討中



エ) 保育所等訪問支援事業

a) 事業概要

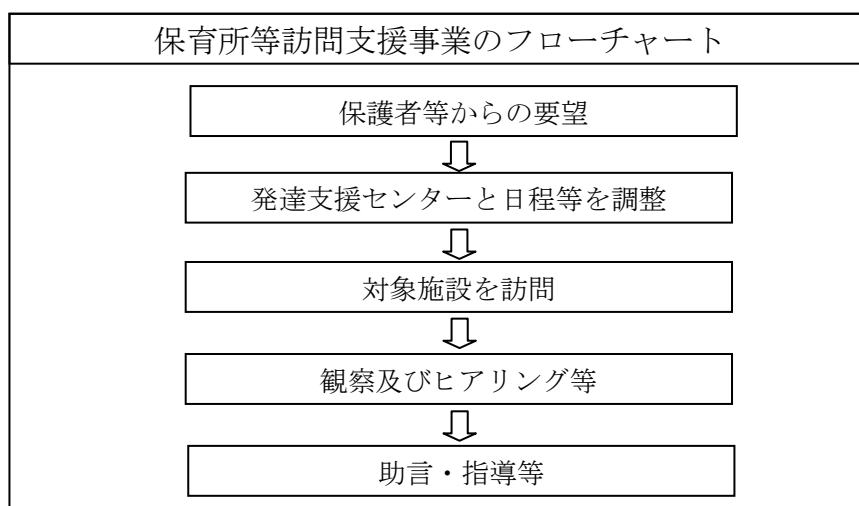
集団生活における児童の特徴について、保護者等からの要望に応じて発達支援センターの専門職員が要望された施設へ行き、対象児童の集団生活での状況を確認し、担任の先生等も交えて指導・助言等を行い、集団生活に適応できるようにします。

b) 事業の流れ




保育所等訪問支援事業では、保護者等からの要望に応じて、保護者等及び訪問先の施設との調整ができた後、専門職員が対象施設へ訪問します。

対象施設では、対象児童の集団での状況、友達との関係、保護者等の気になること等を観察し、施設の職員に対して児童が集団生活に適応するための専門的な支援を行います。

参考：保育所等訪問支援事業の流れは図4のとおり



保育所等訪問支援事業の流れ

流 れ	内 容
調整	<p><訪問日時の調整> ・利用申請者と訪問する日時の調整を行います。</p> <div data-bbox="379 533 1324 846" style="border: 1px solid blue; border-radius: 20px; padding: 10px; margin: 10px 0;">  <ul style="list-style-type: none"> ・児童のお名前は？ ・児童の年齢は何歳ですか？ ・訪問時に確認をご希望される内容は何ですか？ ・児童の様子・状態はいかがですか？ ・支援シートはお持ちですか？ ・ご希望する日はいつですか？ ・ご希望する時間帯は何時からですか？ ・訪問する施設はどちらですか？ </div> <p>・訪問先の施設と訪問する日時の調整を行います。</p>
訪問	<p><訪問> ・利用申請をした施設への訪問を行います。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div>
確認	<p><確認> ・集団生活内での児童の状況、友達との交流の状況等を確認し、保護者、施設内での児童の担任等と話をし、今後の療育内容、指導方法等について話し合いを行います。</p> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;">  </div>

4 発達支援部門

(1) 学齢児童対象事業（放課後等デイサービス事業）

① 事業の目的

小学校在学中の児童に対して、放課後等の時間を利用し、必要な支援や居場所を確保することで、本人の生活能力向上や自立を促します。

② 事業概要（定員：10人）

小学校在学中の支援の必要な児童に対して、放課後等の時間を利用した生活能力向上のための療育訓練を実施します。また、その児童の自立を促進するために、放課後等の居場所づくりのための場を提供します。

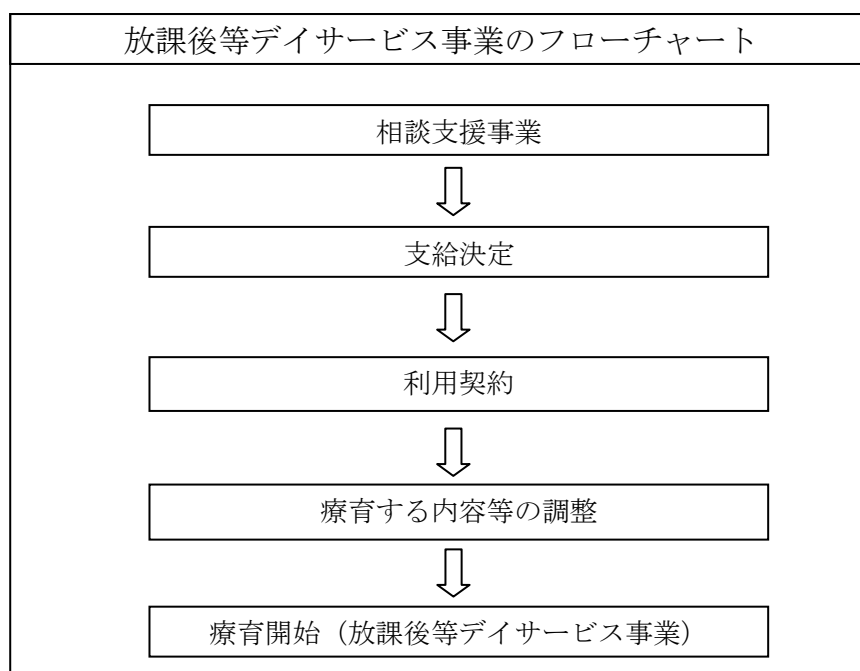
③ 事業の流れ

放課後等デイサービス事業では、保護者等とのサービス利用契約締結に伴い、面談を行い、保護者等の希望、対象児童の目標等を確認して個別支援計画を作成し、療育内容、利用できる日数等について調整します。




調整後、放課後等デイサービス事業を受けられる日に来所します。

放課後等デイサービス事業は、下校時刻から午後6時まで実施し、終了時刻までに保護者等に迎えに来ていただき帰宅します。

参考：放課後等デイサービス事業の流れは図5のとおり



学齢児童対象事業（放課後等デイサービス事業）の流れ

流 れ	内 容	目 的
来所	<p><来所> ☆学校終了後、児童発達支援センターへ来所します。 ・自分で1日のスケジュールの確認 ・身支度（訓練の内容に応じて着替え など）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・療育をする目的の理解
療育	<p><療育> ☆小学校在学中の支援の必要な児童の状況に応じて以下の内容を組み合わせて行います。</p> <p>（集団）</p> <p>○遊び 集団での遊びを行います。 </p> <p>○集団学習 学校の勉強、ソーシャルスキルトレーニング等を行います。</p> <p>○製作 お絵かき、工作などを行います。 </p> <p>○放課後の居場所作り 保護者が安心して預けられる場の提供を行い、自由時間の中で児童がしやすい環境づくりを行います。 </p> <p>（個別）</p> <p>○個別学習 集団では集中できない場合には、勉強ができる環境づくりを行います。（個別相談室等を使用）</p> <p>○個別訓練 ☆言語聴覚療法（ST） ☆作業療法（OT） ☆理学療法（PT） ※訓練内容の詳細は図9「外来訓練事業」のとおり</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・社会性、協調性等を育みます。 ・社会のルールを学びます。 ・学習の習慣を身につけます。 ・注意力、想像力を養います。 ・手指の訓練、協調性を養います。 ・自由時間の中で「自分で選択する」、「自分の考えを主張する」等の力を養います。 ・学習の習慣を身につけます。 ・学校の授業についていけるようにします。 ・一人ひとりに必要な個別訓練を行い、保護者や本人が望む目標を達成できるようにします。
終了	<p>☆保護者のお迎えにより帰宅</p>	

5 通園部門

(1) 通常通園（児童発達支援事業）

① 事業の目的

心身の発達において特別な配慮が必要と思われる幼児に対し、基本的な生活習慣の自立を図り、機能・言語等の療育・訓練を行うことで、社会への適応を促します。

② 事業概要（定員：21人（平成25年度は15人））

児童支援利用計画及び個別支援計画に基づき、市が入園を決定した心身の発達において特別な配慮が必要な幼児に対して、個別及び集団による日常生活に必要な機能訓練や生活指導を実施します。

③ 事業の流れ

通常通園（児童発達支援事業）では、保護者等とのサービス利用計画締結に伴い、面談を行い、保護者等の希望、幼児の目標、児童支援利用計画等をもとに個別支援計画を作成し、療育内容、利用できる日数等について調整をします。

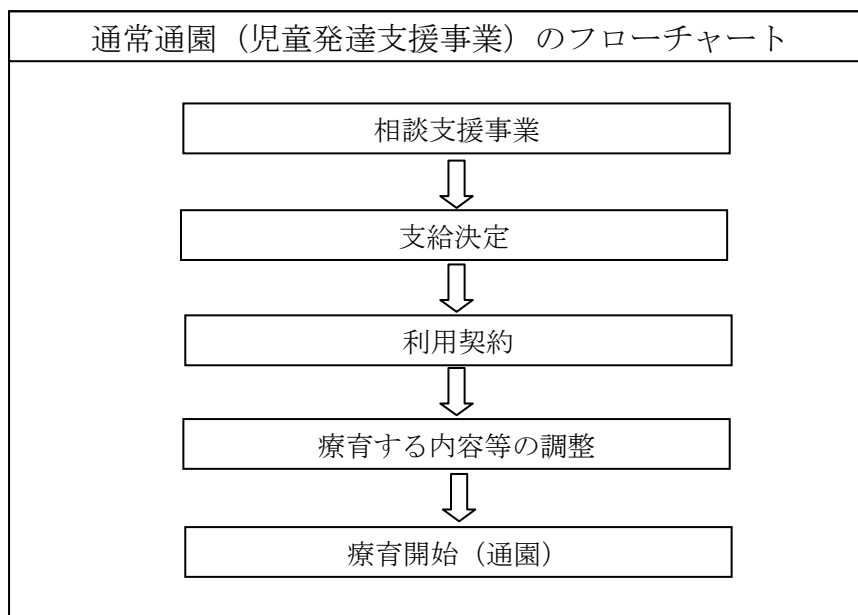
調整後、通常通園（児童発達支援事業）を受けられる日に来所し、療育・訓練を受けます。

また、個別での専門的な訓練として言語療法、作業療法、理学療法、心理療法等を行います。

事業内容については、ピノキオ幼稚園で実施していた事業内容を継続して実施します。

通常通園（児童発達支援事業）は、午前9時30分から午後2時まで実施します。

参考：通常通園（児童発達支援事業）の流れは図6のとおり



通常通園（児童発達支援事業）の流れ

流 れ	内 容	目 的
来所 (朝の受け入れ)	<p><来所> ☆支度をする</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・自主性を育てます。
朝の集まり	<p>☆おはようの挨拶、名前呼び、手遊び、歌 など</p> <p>※個別指導、運動や机上等の課題をします。 個別訓練の内容は、図9外来訓練で説明をします。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなで一つのことを楽しみます。 ・個々の目的にあった課題に取り組みます。
リズムor サーキット	<p><リズム又はサーキットで体を動かす> <リズム> ○走る ○止まる ○ジャンプ ○横転 ○四つん這い など</p> <p><サーキット> ○登る ○くぐる ○渡る ○またぐ など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・様々な体の動きを経験します。 ・ボディイメージ ・パワーアップ
感触遊び or製作	<p><感触遊びや製作を行う> ○のり ○絵具 ○クレヨン ○小麦粉粘土 ○片栗粉 ○スライム など</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・感触に慣れ、楽しみます。 ・道具の使い方を知ってもらいます。
戸外活動	<p><散歩や庭遊びにより屋外での活動を行う></p> <p><散歩> ○公園など行き先を決めた散歩</p> <p><庭遊び・公園> ○屋外での固定遊具や砂場での遊び</p> <p><交流保育> ○けやき保育園との交流</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大人に沿って歩きます。 ・交通ルールを理解します。 ・遊具の使い方を知ります。 ・好きな遊びを見つけます。 ・他の児童との関わりを知ります。
食事	<p><食事を通して摂食指導を行う> ○個々に対応した摂食指導</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・食べる楽しみを知ります。 ・食事のマナーを知ります。
午睡	<p><午睡></p>	<ul style="list-style-type: none"> ・体を休めます。 ・リラックスします。
帰りの集まり	<p>☆帰り支度をする ○当番によるシール帳配り ○さよならの挨拶</p>	

(2) 児童一時預かり事業

① 事業概要（定員：2人程度）

保護者の傷病、災害、事故、出産、介護、葬祭等社会的にやむを得ない理由により、緊急かつ一時的に家庭における育児が困難となった場合に、特別な配慮が必要な乳児・幼児を一時的に預かり、保護者の負担の軽減を図ります。

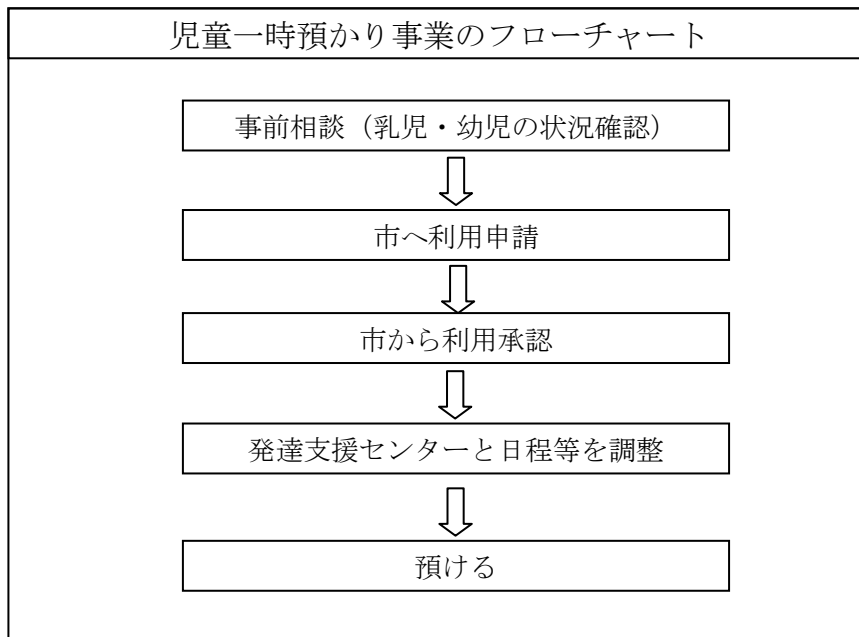
② 事業の流れ

児童一時預かり事業では、乳児・幼児の名前、さくらシートの有無の確認、希望される日時の確認等を行い、調整した日程の終了時刻まで預かります。この際、乳児・幼児が飲む飲料水、昼食を必要とする場合には昼食、着替え、おむつ等の生活上必要なものは、全て保護者に持参していただきます。








児童一時預かり事業は、午前9時から午後5時までの利用時間内で預かります。

※事業実施時期は検討中

参考：児童一時預かり事業の流れは図7のとおり



児童一時預かり事業の流れ

流 れ	内 容
調整	<p><預かる日時の調整> ・利用申請者と預かる日時の調整を行います。</p> <div style="display: flex; align-items: center;">  <div style="border: 1px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; width: fit-content;"> <ul style="list-style-type: none"> ・児童のお名前は？ ・児童の年齢は何歳ですか？ ・支援シートはお持ちですか？ ・ご希望する日はいつですか？ ・ご希望する時間帯は何時から何時ですか？ </div> </div>
来所	<p><来所> ・対象児童を連れて来所し、預かる時間、注意事項、持ち物等の確認を行います。</p>
持ち物	<p><持ち物></p> <ul style="list-style-type: none"> ○支援シート（ファイル） ○昼食、おやつ等 ○飲料水 ○着替え ○おむつ（必要に応じて） など <div style="display: flex; justify-content: space-around; align-items: center; margin-top: 10px;">      </div>
預かり	<p><預かり> ・利用時間終了まで預かります。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;">  </div>

(3) 親子通園事業

① 事業の目的

心身の発達において特別な配慮が必要と思われる幼児とその保護者等に対し、幼児との関わり方や遊びを通して幼児の発達状況、保護者等の理解の状況等をみて、適切な指導・助言をし、幼児の社会への適応、保護者等における適切な幼児との関わり方の習得を促します。

② 事業概要（定員：5組程度）

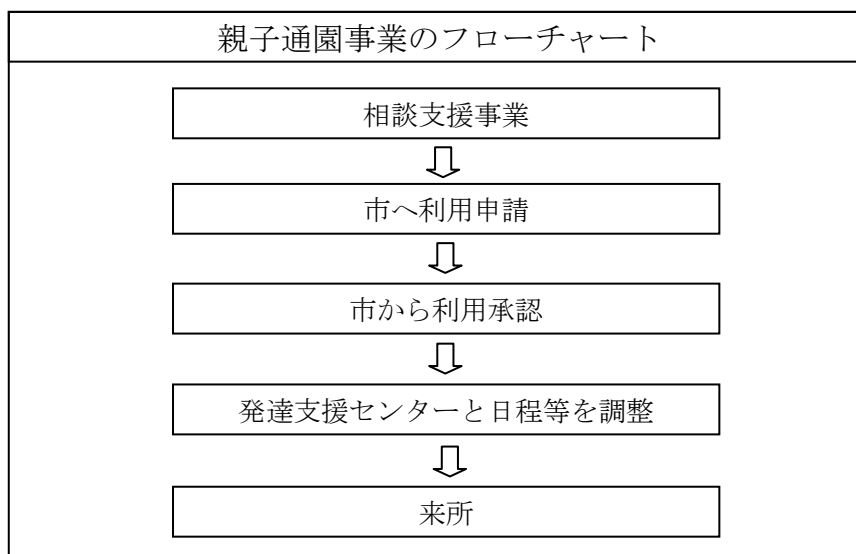
心身の発達に特別な配慮が必要な幼児及びその保護者等に対して、相談支援事業の見立てに基づいて、小グループに分け、プログラム（遊び）を通して、幼児の状況、集団での状態を観察すると同時に、保護者等に対して幼児との関わり方、遊び方等を知ってもらいます。

③ 事業の流れ

親子通園事業では、幼児の名前、さくらシートの有無の確認、希望される日時の確認等を行います。調整した日時に対象幼児と共に保護者等に発達支援センターへ来ていただき、集団での活動を行います。

親子通園事業は、午前10時から正午まで実施します。

参考：親子通園事業は図8のとおり



親子通園事業の流れ

流れ	内 容	目 的
来所	<p><来所></p> <ul style="list-style-type: none"> ○支度をします。 ○自由遊びをします。 ○片付けをします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・場所に慣れてもらいます。 ・色々な遊びに慣れてもらいます。
集団活動	<p><集団活動></p> <p>☆以下の遊び等をします。</p> <p>①運動遊び 親子体操、健康体操、アンパンマン体操 など</p> <p>②感覚遊び ボール、片栗粉、絵の具、粘土 など</p> <p>☆集まって活動する 全員で見たり、聞いたりする。</p> <p>③親子遊び</p> 	<ul style="list-style-type: none"> ・母親に対して、子どもとの触れ合い方について知ってもらいます。 ・全身を使って遊びます。 ・いろいろな素材に触れて感触を楽しみます。 ・集中して指示する人のいうことを聞けるようになります。
終了	<p><終了></p> <ul style="list-style-type: none"> ○終わりの会 	<ul style="list-style-type: none"> ・気持ちを切り替えます。

(4) 外来訓練事業

① 事業の目的

心身の発達において特別な配慮が必要と思われる幼児（2歳以上）に対して、相談部門（専門相談及び巡回指導）の見立て（児童支援利用計画等）に基づく専門的な訓練を行い、幼児の自立や社会への適応力を促します。

② 事業概要

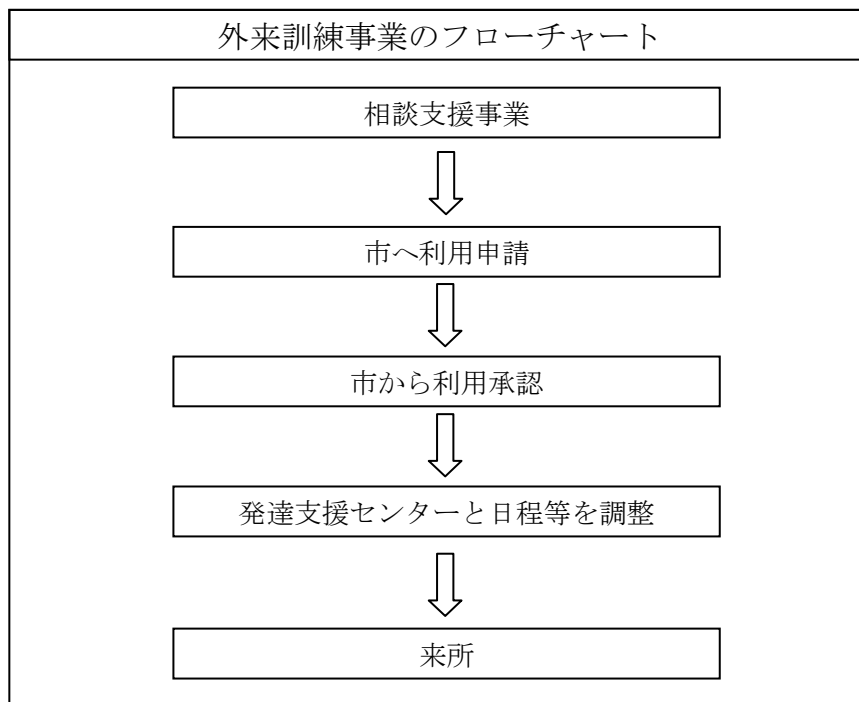
通常通園（児童発達支援事業）に通っていないが、保育施設及び幼稚園に籍を置く心身の発達において特別な配慮が必要と思われる幼児を対象に、相談部門（専門相談及び巡回指導）の見立て（児童支援利用計画等）に基づき、専門的な訓練を必要とする幼児に対して、必要な訓練を提供します（おおむね1時間程度）。

③ 事業の流れ





外来訓練事業では、幼児の名前、さくらシートの有無の確認、訓練を希望される日時の確認等を行います。調整した日時に対象幼児を発達支援センターへ連れて来ていただき、幼児にあった訓練を行います。実施する専門訓練は、言語聴覚療法（ST）、作業療法（OT）、理学療法（PT）、心理療法を行います。

外来訓練事業は、午前9時から午後5時まで実施します。

参考：外来訓練事業の流れは図9のとおり



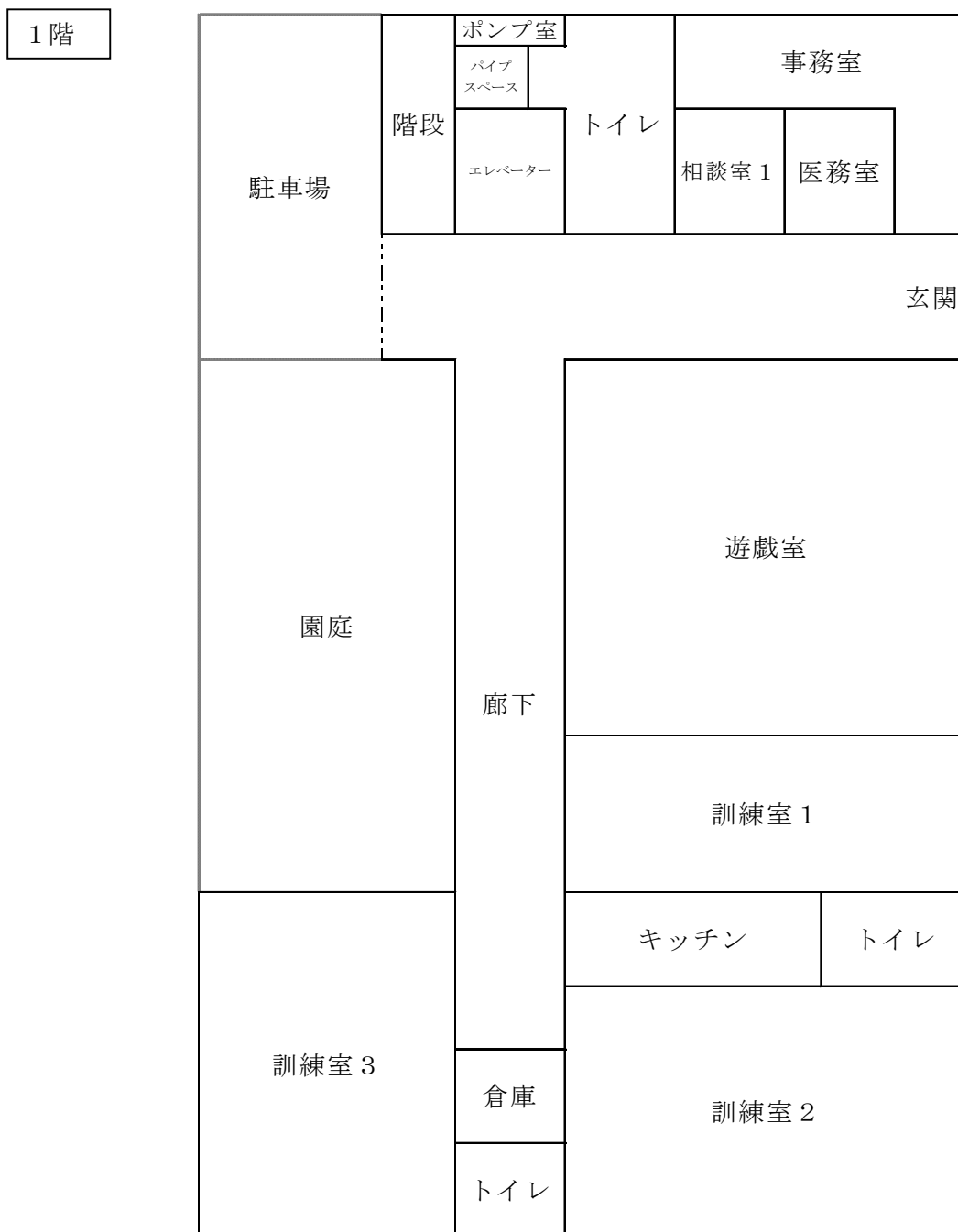
外来訓練事業の流れ

流れ	内容
調整	<p><訓練日の調整></p> <ul style="list-style-type: none"> ・利用申請者と訓練をする日時調整を行います。  <div style="border: 2px solid blue; border-radius: 15px; padding: 10px; margin-left: 20px;"> <ul style="list-style-type: none"> ・児童のお名前は？ ・児童の年齢は何歳ですか？ ・児童の様子・状態はいかがですか？ ・支援シートはお持ちですか？ ・ご希望する日はいつですか？ ・ご希望する時間帯は何時からですか？ </div>
訓練	<p><訓練内容等></p> <p>☆言語聴覚療法（ST） コミュニケーションや食べる機能の発達に対する支援が必要な幼児に対して、その向上を目指すための訓練や指導を行います。</p>  <p>☆作業療法（OT） 未経験や未学習な動作や作業をその子のペースで段階的に導入します。</p>  <p>☆理学療法（PT） 運動発達に対する支援が必要な幼児に対して、遊びなどを取り入れ楽しみながら運動発達の促進を行います。</p>  <p>☆心理療法 遊びや課題等の行動観察、保護者等からの聞き取りに基づき、関わりと助言を通して、幼児の情緒行動の安定を図ります。</p>

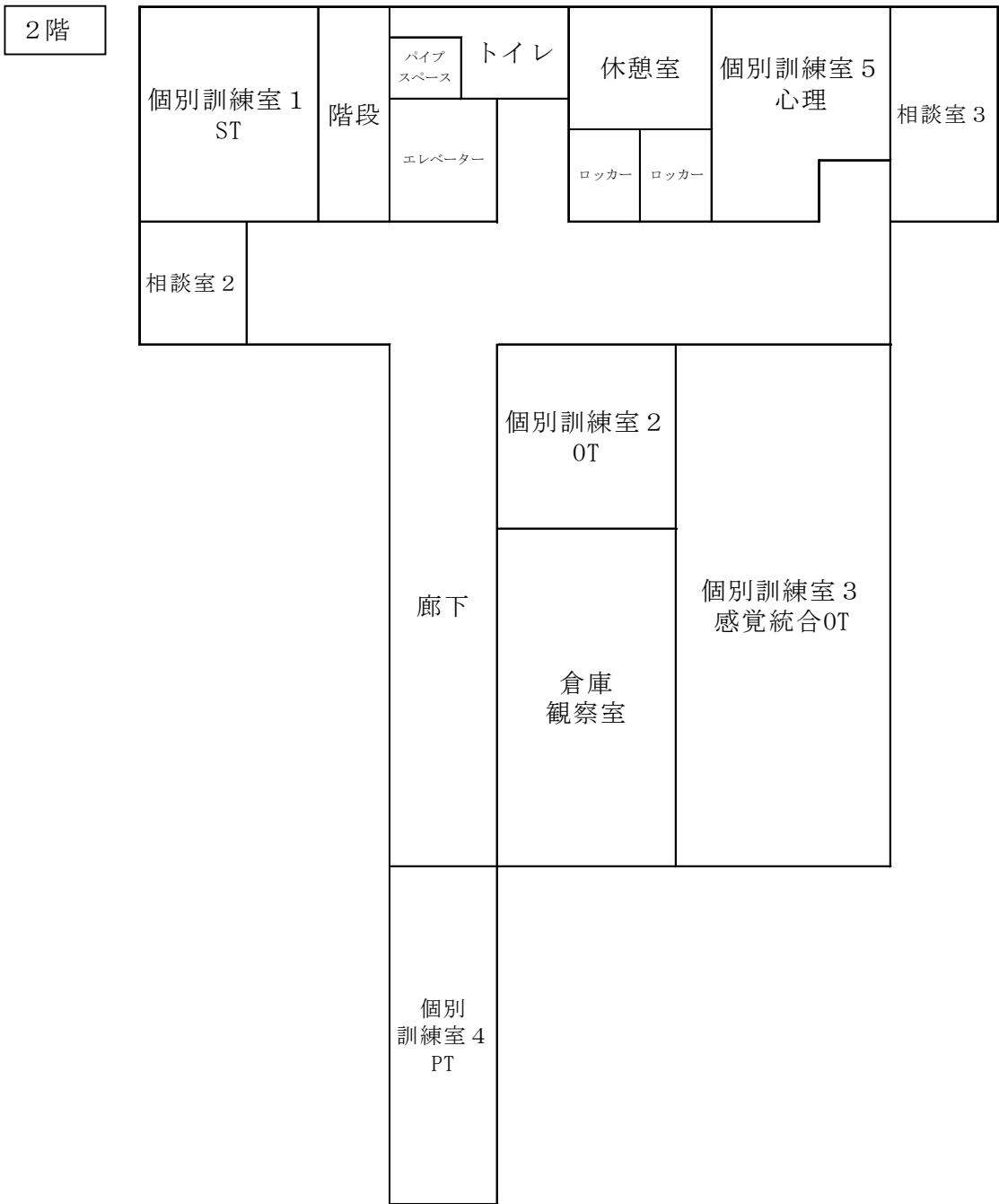
6 発達支援センターの施設と業務時間

(1) 施設の概要

施設は3階建てで、各階には以下のような部屋が配置されます。

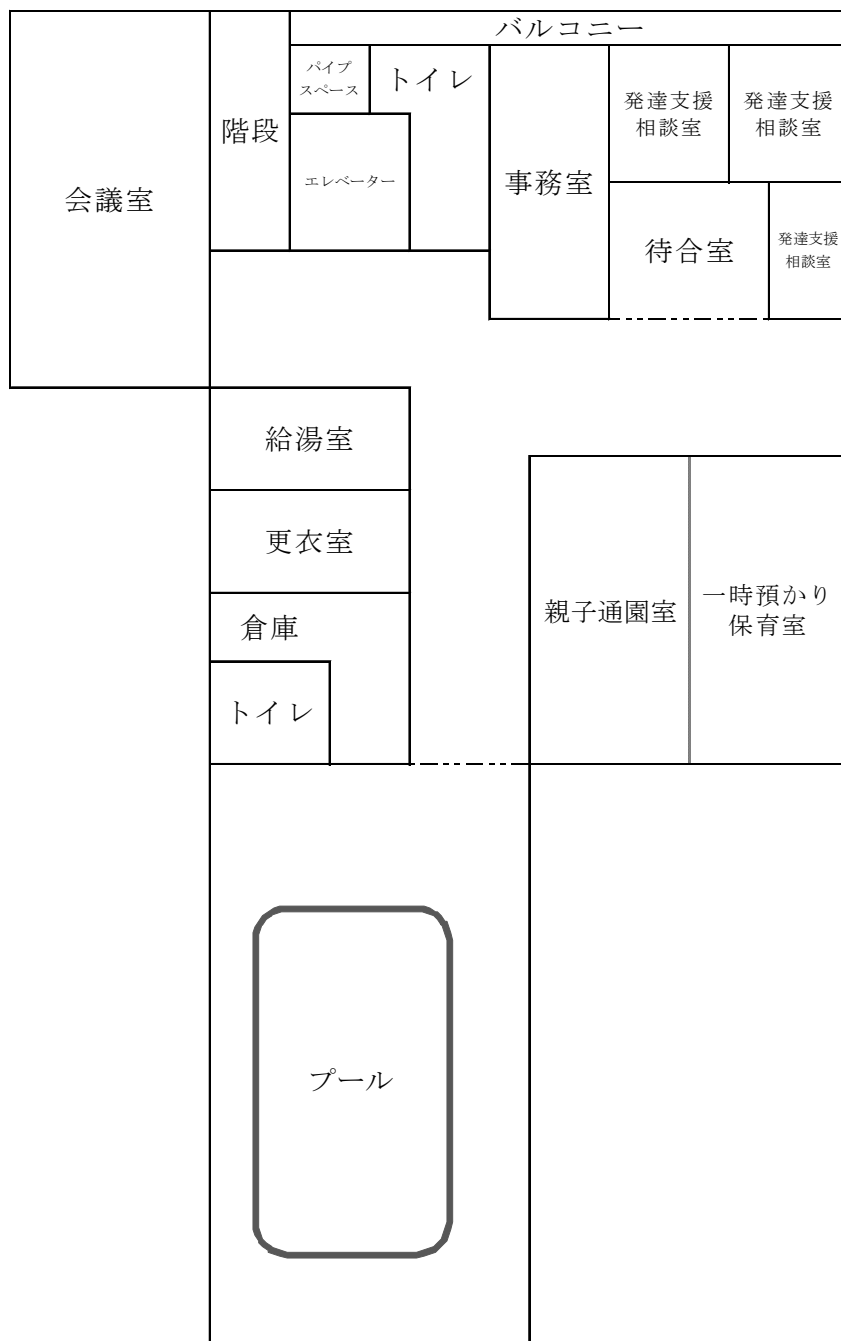


部屋の名称	利用する事業
訓練室1、2、3	通常通園（児童発達支援事業） 学齢児童対象事業（放課後等デイサービス事業）
相談室1	
遊戯室	



部屋の名称	利用する事業
個別訓練室 1 言語聴覚療法 (ST)	通常通園 (児童発達支援事業) 学齢児童対象事業 (放課後等デイサービス事業) 外来訓練事業
個別訓練室 2、3 作業療法 (OT)	
個別訓練室 4 理学療法 (PT)	
個別訓練室 5 心理療法	
相談室 2、3	通常通園 (児童発達支援事業) 学齢児童対象事業 (放課後等デイサービス事業)

3階



部屋の名称	利用する事業
発達支援相談室 1、2、3	相談支援事業（児童相談支援事業）
会議室	連携事業、地域支援事業
親子通園室	親子通園事業
一時預かり室	児童一時預かり事業

(2) 各事業の業務時間

発達支援センターで行う事業の業務時間は以下のとおりです。

- ① 相談支援事業
午前9時頃から午後7時頃まで（最終の予約は午後6時）
- ② 保育所等訪問支援事業
訪問する施設で児童が集団生活を営む時間内
- ③ 放課後等デイサービス事業
下校時間から午後6時まで
- ④ 通常通園（児童発達支援事業）
午前9時30分から午後2時まで
- ⑤ 児童一時預かり事業
午前9時から午後5時までの間の指定の時間
- ⑥ 親子通園事業
午前10時から正午まで
- ⑦ 外来訓練事業
午前9時から午後5時まで（最終の予約は午後4時）

7 発達支援センターの運営に対する取組

(1) 意見・要望等の把握

- ① 事業の目的
発達支援センターの利用者、保護者及び関係機関の意見・要望を把握することにより、発達支援センターのサービスの向上を図ります。
- ② 事業概要
 - ア) 発達支援センター利用者の意見・要望等（利用者アンケート）
 - イ) 保護者等からの意見・要望等（保護者等との面談）
 - ウ) 関係機関からの意見・要望等（ケース会議への参加）

(2) 児童発達支援センター運営協議会

- ① 事業の目的
発達支援センターを利用する保護者、市内の関係団体の代表、学識経験者、関係行政機関の職員からなる「運営協議会」を設置し、発達支援センターの適正な管理・運営を図ります。
- ② 議論するテーマ
 - ア) 発達支援センターの運営に関すること
 - イ) 発達支援センターの管理に関すること
 - ウ) 発達支援センターの事業執行に関すること
 - エ) その他発達支援センターの事業に関すること
- ③ 組織
 - ア) 発達支援センター利用者の保護者 3人以内
 - イ) 市内関係団体代表 4人以内

ウ) 学識経験者 2人以内

エ) 関係行政機関の職員 3人以内

参考：小金井市児童発達支援センター運営協議会規則（案）第1条から第3条まで

参考資料

- ・ 児童支援利用計画案
- ・ さくらシート（支援シート）の管理・活用
- ・ 小金井市の発達支援事業に係る基本理念
- ・ (仮称) 小金井市児童発達支援センターに係る基本的な計画
- ・ 小金井市児童発達支援センター条例
- ・ 小金井市児童発達支援センター条例施行規則（案）
- ・ 小金井市児童発達支援センター運営協議会規則（案）

児童支援利用計画案(例)

利用者氏名(児童氏名)	障害程度区分	相談支援事業者名					
障害福祉サービス受給者証番号		計画作成担当者					
地域相談支援受給者証番号	通所受給者証番号						
計画案作成日	モニタリング期間(開始年月)	利用者同意署名欄					
利用者及びその家族の生活に対する意向(希望する生活)							
総合的な援助の方針							
長期目標							
短期目標							
優先順位	解決すべき課題(本人のニーズ)	支援目標	達成時期	福祉サービス等種類・内容・量(頻度・時間)	課題解決のための本人の役割	評価時期	その他留意事項
1							
2							
3							
4							
5							
6							

児童支援利用計画案【週間計画表】(例)

利用者氏名(児童氏名)	障害程度区分	相談支援事業者名
障害福祉サービス受給者証番号		計画作成担当者
地域相談支援受給者証番号	通所受給者証番号	

計画開始年月

月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00							
8:00							
10:00							
12:00							
14:00							
16:00							週単位以外のサービス
18:00							
20:00							
22:00							
0:00							
2:00							
4:00							

サービス提供
によって実現
する生活の
全体像

申請者の現状(基本情報)(例)

作成日		相談支援事業者名		計画作成担当者	
-----	--	----------	--	---------	--

1. 概要(支援経過・現状と課題等)

--

2. 利用者の状況

氏名		生年月日		年齢	
住所				電話番号	
	[持家・借家・グループ/ケアホーム・入所施設・医療機関・その他()]			FAX番号	
障害または疾患名		障害程度区分		性別	男・女
家族構成 ※年齢、職業、主たる介護者等を記入			社会関係図 ※本人と関わりを持つ機関・人物等(役割)		
生活歴 ※受診歴等含む				医療の状況 ※受診科目、頻度、主治医、疾患名、服薬状況等	
本人の主訴(意向・希望)			家族の主訴(意向・希望)		

3. 支援の状況

	名称	提供機関・提供者	支援内容	頻度	備考
公的支援(障害福祉サービス、介護保険等)					
その他の支援					

申請者の現状(基本情報)【現在の生活】(例)

利用者氏名	障害程度区分	相談支援事業者名	計画作成担当者
-------	--------	----------	---------

	月	火	水	木	金	土	日・祝	主な日常生活上の活動
6:00								
8:00								
10:00								
12:00								
14:00								
16:00								通単位以外のサービス
18:00								
20:00								
22:00								
0:00								
2:00								
4:00								

さくらシート（支援シート）の管理・活用

1 目的

このさくらシートは、特別な配慮が必要な方等が、生涯にわたって、安全で安心した生活を送れるように、ライフステージを通じ健康や生活の様子を記録し、必要な時に必要な情報を役立てていただけるように、作成したものです。医療機関や保育園・幼稚園、学校など様々な関係機関を利用する際に、今までのことを何回も尋ねられて、困った経験をお持ちの方も多と思います。そんなときにこのさくらシートを見せて伝えることができると便利だと考えて作りました。お子さんの生育歴や今まで受けてきた支援の内容を関係機関の方々に伝えることで、お子さんが一貫した切れ目のない支援を受けられるようにするためのものです。

2 活用

このさくらシートは、基本的には、保護者や本人が持ちます。お子さんの支援の経過や内容を他の支援者に共通理解してもらうときに持参したり、また、そこで受けた支援内容を記入したりすることができるようにするためです。記入については、記入例を参考にしてください。初めからすべてのページに記入する必要はありませんし、すべての項目を埋める必要もありません。支援が行われていく中で、支援者が共通して理解しておくことが必要と思われる時に、保護者、本人又は支援者によって記入していきます。

3 さくらシートの構成

区分	No.	シート名	内 容	備考
共通・基本	1	フェイスシート	本人、保護者の基本情報、家族構成	
	2	既往歴 (病気などの記録)	感染症、予防接種、かかった時期、病状・合併症、入院を伴う大きな病気、ケガなどについて	
	3	医療情報・薬	常用薬、服用状況、配慮すること、飲んではいけない薬、かかりつけの薬局	
	4	医療情報	診断名、症状、医療機関名などについて	
	5	相談歴・検査の履歴	主に発達に関する相談・検査を行った機関名、実施日、内容、結果について	
乳幼児期	6	わたしの年表 (乳幼児期)	保育園、幼稚園、通所施設、病院、療育相談機関について 好きなこと、習いごとなどについて	※0歳～6歳児用のシートです。
	7	生い立ち	出産前、出産時の状況や発達の状況、定期健診の受診状況について	
	8	1歳6か月の姿	運動・感覚、意思疎通の方法、対人関係、行動特徴、基本的な生活習慣、1歳6か月健診の受診状況	

区分	No.	シート名	内 容	備考
乳幼児期	9	3歳の姿	運動・感覚、意思疎通の方法、対人関係、行動特徴、基本的な生活習慣、3歳児健診の受診状況	
	10	5歳の姿	運動・感覚、意思疎通の方法、対人関係、行動特徴、基本的な生活習慣	※参考シート(行動評価SDQチェックシート)あり
学齢期	11	わたしの年表(学齢期)	所属(学校、通所施設など)、病院、療育相談機関などについて好きなこと、習いごとなどについて	※6歳～18歳の方用のシートです。
	12	小・中学校()年生シート	担任、保護者・本人の希望、学校等について生活習慣、学習、友人関係、運動機能面等について	
	13	わたしの生活地図～()年生	よく行く場所、学校、放課後・余暇、友達・仲間、支援者、相談・緊急時避難場所等	※小・中・高校・大学・専門学校生共通のシートです。
高校・大学・他	11	わたしの年表(学齢期)	所属(学校、通所施設など)、病院、療育相談機関などについて好きなこと、習いごとなどについて	※6歳～18歳の方用のシートです。
	14	わたしの年表(青年期)	所属(学校、勤務先、通所施設など)、病院、相談機関などについて余暇活動、趣味などについて	※19歳～29歳の方用のシートです。
	15	高校・大学()年生、専門学校()年生シート	担任の氏名、保護者・本人の希望、教育相談、校外教育相談機関等生活習慣、学習、友人関係、運動機能面等	
	13	わたしの生活地図～()年生	よく行く場所、学校、放課後・余暇、友達・仲間、支援者、相談・緊急時避難場所等	※小・中・高校・大学・専門学校生共通のシートです。
成人期	14	わたしの年表(青年期)	所属(学校、勤務先、通所施設など)、病院、相談機関などについて余暇活動、趣味などについて	※19歳～29歳の方用のシートです。
	16	わたしの年表(歳代)	所属(勤務先、通所施設など)、病院、相談機関などについて余暇活動、趣味などについて	※30歳代～60歳代の方、共通のシートです。
	17	わたしの年表(70歳～)	所属(通所施設など)、病院、相談機関などについて余暇活動、趣味などについて	※70歳以上の方、共通のシートです。
	18	成人期の生活状況	居住場所、主な移動手段、日常生活、本人の願いや目標、主な日中活動、余暇活動、趣味・特技等	
	19	成人期のアセスメントシート①	食生活、清潔保持、健康管理、作業能力、理解の仕方、時間、対人関係、交通手段、住まい、社会資源の活用等	
	20	成人期のアセスメントシート②	身体的側面、精神的側面(最近受けた知能検査、神経検査について)本人の特性等	
	21	成人期のアセスメントシート③	日常生活動作、知的な判断能力、コミュニケーション、移動する力、身辺管理の力等(一人暮らし想定記入シート)	
	22	就労の記録	就労先、住所、連絡先、雇用形態、報酬、移動手段、主な業務内容、業務遂行上の課題、支援・配慮事項等	
	23	職業訓練の記録	訓練先、住所、連絡先、指導者、居住場所、移動手段、本人の就労への願い、主な訓練内容、指導目標・課題等	
	24	わたしの生活地図～成人期	よく行く場所、通所施設、職場、余暇活動、友達・仲間、支援者、成年後見人、相談先・緊急時避難拠点等	
その他・選択	25	福祉情報	持っている手帳、福祉サービス受給者証、診断の内容、医療補助、受給している手当、福祉サービス利用状況	※主に身体障害者手帳・愛の手帳・精神障害者保健福祉手帳をお持ちの方が使用するシートです。
	26	特別な医療や処置	点滴の管理、中心静脈栄養、透析、ストーマの処置等 使用している医療・処置の機器 安全な処置や対応のための留意事項	
	27	感覚に関する情報	まひの有無、視覚、聴覚、触覚、臭覚、味覚、補装具・日常生活用具等について	
	28	移動・運動に関する情報	姿勢保持、姿勢変換、上肢の動き、下肢の動き、移動、使用している補助的機器等について	

区分	No.	シート名	内 容	備考
その他・選択	29	食事介助について	摂食介助、食事療法、とろみ、嚥下（えんげ）障害、そしゃく、補食等について	
	30	アレルギー疾患用	食物アレルギー、アトピー性皮膚炎、気管支ぜん息について	
	31	医療機関での検査の履歴	検査の名称、機関名、実施日、結果について	※主に医療機関で行った検査（発達に関する検査を除く。）について、記入するシートです。
	32	サポートシート	行事名、かかわり方と留意点、性格・特徴、社会性・コミュニケーション、好きなこと、嫌いなこと等について	※学校行事への参加等、保護者が本人に関われない場面で、サポートしていただく方知っておいてほしいことについて記入するシートです。

4 本人・保護者の方へ

このさくらシートは、本人・保護者の同意を得た上で、各関係機関が写しを保管させていただく場合もあります。さくらシートの内容は、大変重要な個人情報ですので、大切に扱ってください。お子さんの成長過程では、いろいろな問題にぶつかるかもしれませんが、このさくらシートを使って、一人で抱え込まずに相談ができるとよいと思います。

5 園・学校、関係機関の方へ

このさくらシートは、記入や保管は保護者・本人が行うことが原則ですが、内容によっては関係する方々のアドバイスが必要となる場合もあるかと思えます。その際には、可能な範囲でアドバイスしていただきますようお願いいたします。

6 その他

このさくらシートの用紙は、市自立生活支援課のホームページからダウンロードできます。必要な用紙をダウンロードして、ファイルに継ぎ足してください。紙ベースで保管する際は、シートにインデックスなどで見出しをつけておくと便利です。また、ダウンロードしたシートに直接入力することも可能です。

【配布・問合せ先】

〒184-8504

小金井市本町6-6-3

小金井市福祉保健部 自立生活支援課 相談支援係

電 話 （042）387-9841

F A X （042）384-2524

小金井市の発達支援事業に係る基本理念

小金井市の発達支援事業を構築していく上で、次に示す5つの基本理念を掲げます。

心身の発達において特別な配慮が必要と思われる乳幼児の早期発見・早期支援から、生涯にわたる支援を行うため、本人や家族の視点に立ち、また、地域における支援及び連携の核となる発達支援事業を展開します。

ライフステージに応じた発達支援事業とするため、現在各課で実施している事業について見直しを行い、事業の統合又は連携を図り、継続的、専門的な支援を行うとともに、関連する施設との連携を強化します。

新たに整備する（仮称）小金井市児童発達支援センター（以下「発達支援センター」という。）で行う事業は、通園部門では未就学児を対象とし、相談部門では原則として18歳未満の方を対象とし、発達支援センター及び設備を利用した発達支援部門ではおおむね小学校6年生までを対象とします。

発達支援事業の実施においては、母子保健事業への関わりも重要であることから、保健センター内にも別途相談窓口等を設置します。また、中学生以上の発達支援事業の訓練等の支援については、発達支援センター以外での継続的な支援の実施についても検討を行い、支援体制の整備を図ります。なお、相談事業における18歳以上の方の利用については、発達支援センター以外で継続的な支援を実施します。

市内には東京学芸大学があり、発達支援について専門的な研究・教育を行っている研究者が多くおられます。また、大学には地域連携推進部門があり、積極的に社会貢献活動への取組を行っています。市では、こうした地域特性を活用し、地域全体で発達支援へ取り組むために、心身の発達において特別な配慮が必要と思われる方々への理解や支援に関わる人材の育成、関係機関への支援などにおいて、東京学芸大学と連携協力を図りながら、地域支援基盤を整備し、事業の充実を図ります。

(仮称) 小金井市児童発達支援センターに係る基本的な計画

市では、基本理念に基づき、関係機関が連携しながら途切れのない支援を行える仕組みを作り、相談・地域支援、訓練・指導、通園事業を総合的かつ継続的に提供できる機能を持った(仮称) 小金井市児童発達支援センター(以下「発達支援センター」という。)を開設するため、次のとおり基本的な計画を策定します。

1 基本方針

(1) 誰もが利用しやすい発達支援センター

発達支援センターは、敷居を低く、間口を広くし、心身の発達において特別な配慮が必要と思われる子どものことだけではなく、子育てに当たって心配がある保護者等も気軽に利用でき、利用者の視点に立った利用しやすい発達支援センターであることが必要です。そのため、発達支援センターを頼ってこられる多様な人に何らかの対応ができるよう、様々な専門職による相談や幅広い支援が可能となるよう、柔軟な体制を作ります。

(2) 相談から療育までの一貫した支援のできる発達支援センター

心身の発達において特別な配慮が必要と思われる子どもへの関心の高まりから、年々増加する相談に適切に対応し、必要な療育につなげるため、発達支援に関する専門相談を設けます。併せて、専門的立場から、療育の必要性の判断や療育方針を定める診断・評価を行い、一人ひとりに応じた支援プログラムを作成する仕組みを構築し、「相談から療育に至る一貫した支援体制」を整備します。支援に当たっては、本人だけでなく、保護者やきょうだいなどの家庭も視野に入れ支援します。

(3) 各種機関の連携の核となる発達支援センター

福祉分野、母子保健分野、医療分野、子育て支援、教育分野等の関係機関が効率よく連携し、切れ目のない適切な支援を実施するために、それぞれの機関の核となる機能を持った発達支援センターの構築を図ります。

(4) 早期に発見し、支援につなげる機能を持った発達支援センター

心身の発達において特別な配慮が必要と思われる状態を早期に見つけ、必要な支援に結び付けることは本人にとってはもちろん、保護者等にとっても非常に大切です。早期から支援することで、不登校や引きこもり、社会生活への不適應等を防ぐことにもつながるため、こうした早期対応のための保護者等への働きかけを積極的に実施します。

(5) **利用者等の意見を反映させた発達支援センター**

発達支援事業について、利用者等の意見・要望を反映させるとともに、発達支援センターの適切な運営について協議することを目的として「(仮称) 施設運営協議会」を設置し、事業計画や事業内容の評価・検証等を行います。

(6) **発達支援事業の広報周知、理解啓発を行う発達支援センター**

発達支援事業への理解啓発を行うため、パンフレットの作成や保護者、地域住民を対象とした講演会や関係機関職員の研修等の開催を積極的に行います。

2 事業内容

(1) 相談部門

① 相談事業 (障がい児相談支援事業)

ア 一般相談 (18歳未満)

保護者等の多くは、子どもの成長に伴う発達に係る心配又は子育てを行う上で不安等を抱えています。子どもに係る心配や不安に対して安心して子育てできるように、多様な相談に対応する一般相談の実施が必要です。一般相談では、子どもの相談だけでなく、保護者自身の悩み等も含めた相談体制を構築し、支援シート (支援ファイル) の作成を行います。

イ 専門相談 (18歳未満)

心身の発達において特別な配慮が必要と思われる子ども又は一般相談において経過観察が必要と判断された子どもの専門相談 (言語、身体、心理及び発達に係る相談) をその子ども等に適した専門家が実施します。

専門相談では、発達検査を行い、状態について支援シート (支援ファイル)、専門訓練等の計画の作成を行い、発達支援部門において継続的な支援を実施します。また、状況に応じて、発達支援センター以外で子どもに適切な関連施設の紹介及び調整をするとともに、継続的な相談支援を実施します。

○言語に係る相談

「発語が気になる」、「うまく発音ができない」など、言葉に関する相談や保護者等へのアドバイスを行います。

○身体に係る相談

「動きが気になる」、「うまく歩けず、よく転ぶ」などの問題等に対して子ども及び保護者等へアドバイスを行います。

○心理に係る相談

子どもの状況に応じて、心理面のケアを行います。また、保護者等へのカウンセリングも行い、子育てに係る相談等にも対応をします。

○発達に係る相談

1歳6か月児健診又は3歳児健診を通じて、心身の発達において特別な配慮が必要と思われる子どもに対して、発達検査などを行い、状態を観察した上で、必要な施設又は訓練等の紹介や調整を行います。

○保護者等への助言

療育を行う上で一番重要なことは、家庭にいるときの本人と保護者やきょうだいなどとの関わり方のため、家庭でできる療育方法等の指導及び助言を行います。

② 連携事業

ア 関係機関との連携

保健センター、病院等療育施設、小学校等の関係機関と連携をとり、一般及び専門相談から紹介等ができるように調整をします。また、紹介等を行った後も関係機関と情報交換等を行っていきます。

イ 就学相談

就学相談との連携では、紹介、調整、助言、情報交換等を行います。

ウ 連絡会の開催

関係機関との連絡会を行います。

③ 地域支援事業（保育所等訪問支援事業）

ア 保育施設等職員研修

関係職員へのスキルアップのための研修及び各種講座を開催します。

イ 啓発活動

発達支援に関する相談窓口のパンフレットを作成し、発達支援に係る事業の紹介を行います。パンフレットは、子育てに悩んだり、不安を感じたりする保護者等が、必要な情報を得ることができるよう調整します。

また、保護者、地域市民等を対象とした講演会等を開催し、地域での理解を深めます。

ウ 巡回指導等

保護者の要望を受けて、保育施設、小学校等の巡回指導を行い、子どもとの関わり方等の指導及び助言を行います。また、現場職員等の要望があった際にも、巡回指導を行います。

(2) 発達支援部門（放課後等デイサービス）

① 学齢児童対象事業（おおむね小学校6年生まで）

学校通学中の障がい児に対して、放課後等の時間を利用した生活能力向上のための訓練等を継続的に提供します。さらに、学校教育と相まって障がい児の自立を促進するとともに、放課後等の居場所づくりを行います。

ア 自立した日常生活を営むために必要な訓練

イ 創作的活動、作業活動が行えるようにするための訓練

ウ 地域交流の機会の提供

(3) 通園部門（児童発達支援事業）

① 通常通園

ア 個別及び集団訓練（2歳以上の未就学児）

相談部門（専門相談）の見立てに基づき、心身の発達において特別な配慮が必要と思われる子どもなどに対し、設定した個別や集団による日常生活に必要な機能訓練や生活指導を実施します。

なお、ピノキオ幼稚園で実施していた事業内容等については、継続的に実施します。

② 障がい児一時預かり事業

ア 障がい児の緊急一時預かり（未就学児）

保護者の傷病、災害、事故、出産、介護、葬祭等社会的にやむを得ない理由により、緊急かつ一時的に家庭における育児が困難となるため、保育を必要とする生後3か月以上の特別な支援が必要な子どもを対象とした一時預かりを実施します。

③ 親子通園事業

ア 親子通園（未就学児）

心身の発達において特別な配慮が必要と思われる子ども及び保護者を対象とした、小グループ（年齢区分）による、相談部門（専門相談）の見立てに基づき設定したプログラム（遊び）を通して、子どもへの関わり方、心身の発達において特別な配慮が必要と思われる方々への理解・受容の働きかけを行います。

④ 外来訓練事業

ア 外来訓練（2歳以上の未就学児）

保育施設及び幼稚園に籍を置く心身の発達において特別な配慮が必要と思われる子どもなどを対象とした、相談部門（専門相談及び巡回指導）の見立て（支援シート（支援ファイル））に基づく専門的な訓練を実施します。

3 利用者等の意見の反映

発達支援センターの適切な事業運営を維持・向上させていくために（仮称）施設運営協議会を設置し、利用者の意見だけでなく、現場で働く職員や学識経験者の意見等についても取り入れ、発達支援センターの更なる充実・発展に努めていきます。

◆（仮称）施設運営協議会メンバー（案）

- ・学識経験者（東京学芸大学等）
- ・関係団体（民間保育園長・幼稚園長、社会福祉法人、NPO団体等）
- ・発達支援センター利用者（保護者等）
- ・関係行政機関（特別支援学校、公立小学校長等）

◆（仮称）発達支援運営委員会

◆（仮称）実務担当者検討委員会

4 職員構成

発達支援事業を実施するためには、以下のように様々な職種の資格を持った職員の配置を検討する必要があり、今後の実施計画及び事業開設後の運営の中で検討していきます。

- 発達支援センター長
- 指導員
- 保健師
- 看護師
- 社会福祉士
- 臨床心理士
- 言語聴覚士
- 理学療法士
- 作業療法士
- 栄養士
- 嘱託医（小児神経科医、児童精神科医、小児科医等）

図1 事業体系

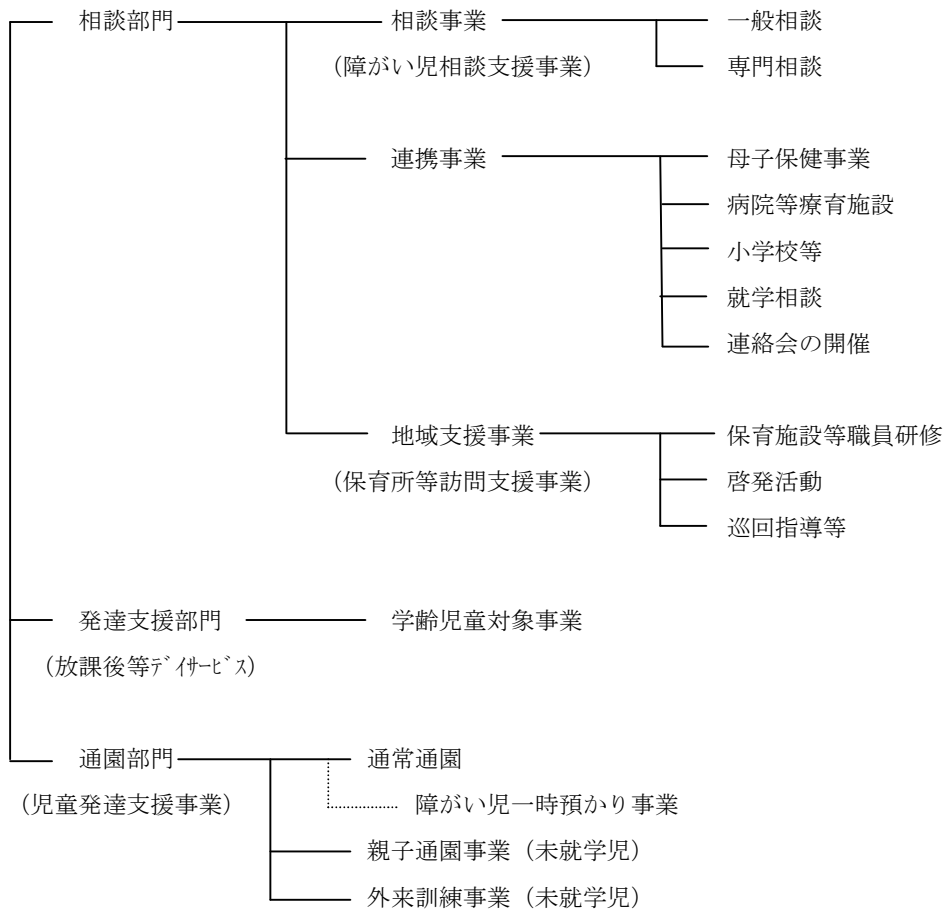
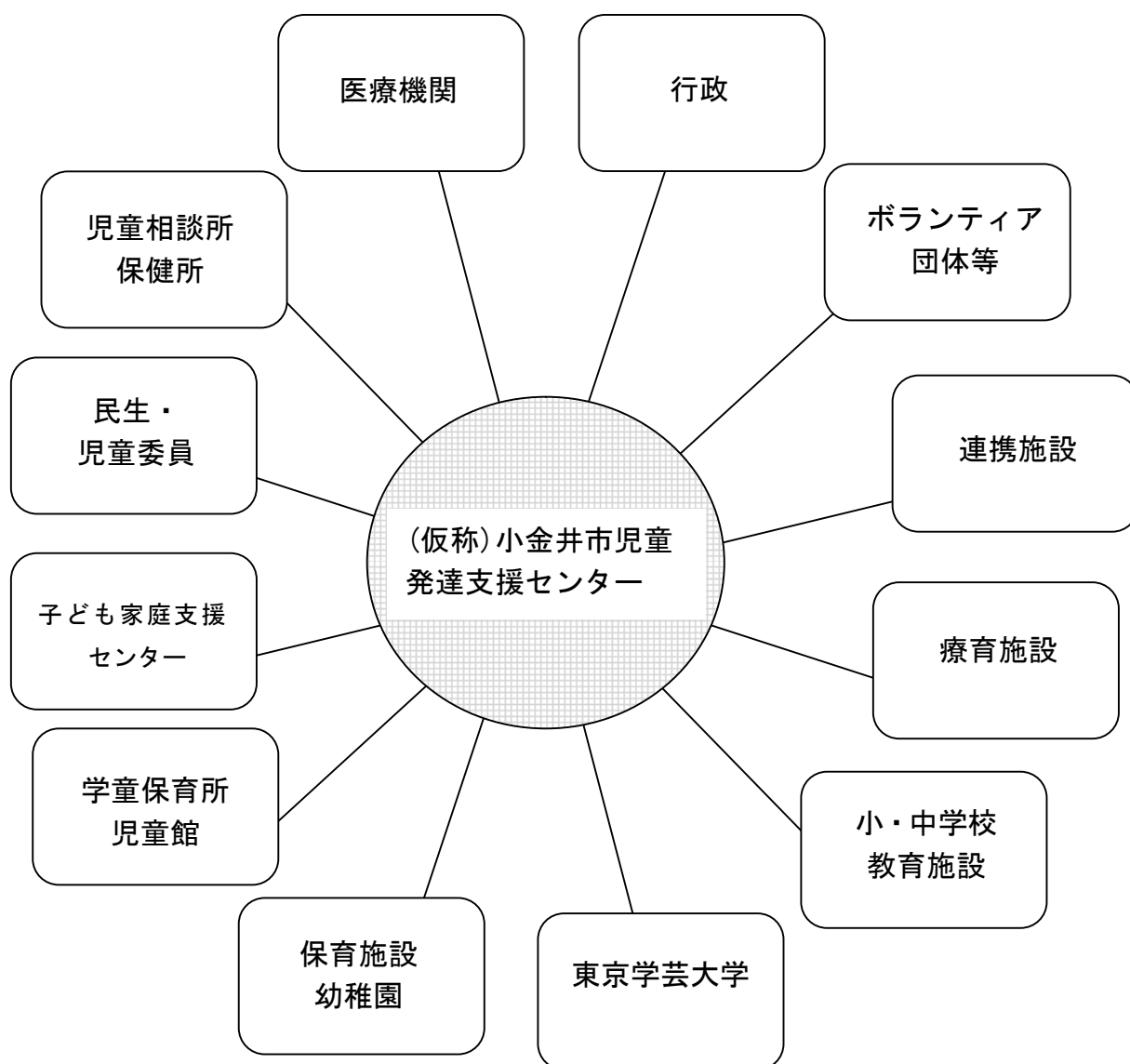


図2 発達支援事業関係図



- 連携施設とは…障害者福祉センター、障害者就労支援センター、事業者等
- 行政とは…庁内関係各課（健康課等）、警察機関等
- 教育施設とは…教育相談所、都立特別支援学校、都立高校、私立小中高等学校等

小金井市児童発達支援センター条例

(設置)

第1条 心身の発達において特別な配慮が必要な児童及びその家族に対し、必要な相談、指導及び訓練等を実施することにより、当該児童の健やかな成長を図るため、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第43条に規定する児童発達支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

(名称及び位置)

第2条 センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称 小金井市児童発達支援センター

位置 小金井市梶野町一丁目2番3号

(用語)

第3条 この条例において使用する用語は、法において使用する用語の例による。ただし、次の各号に掲げる用語は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 児童 法第4条第1項に規定する児童であって心身の発達において特別な配慮が必要な者で、原則として市内に住所を有するものとする。
- (2) 相談支援に関する事業 法第6条の2第6項に規定する障害児相談支援に関する事業、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第17項に規定する基本相談支援に関する事業及び同項に規定する計画相談支援に関する事業その他児童の発達の相談に関する事業をいう。

(事業)

第4条 センターは、次に掲げる事業を行う。

- (1) 児童発達支援に関する事業
- (2) 放課後等デイサービスに関する事業
- (3) 保育所等訪問支援に関する事業
- (4) 外来訓練に関する事業
- (5) 相談支援に関する事業
- (6) 児童の発達についての知識の普及及び啓発に関する事業
- (7) 前各号に掲げるもののほか、療育において市長が必要と認める事業

(休館日)

第5条 センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日
- (4) 12月29日から同月31日まで

（利用時間）

第6条 センターの利用時間は、午前8時30分から午後7時までとする。ただし、市長が特に必要と認めるときは、これを変更することができる。

（利用者）

第7条 センターを利用することができる者は、次の各号に掲げる事業の区分に応じ、当該各号に定める者とする。ただし、市長が特に認めた場合は、この限りでない。

- (1) 第4条第1号に規定する事業 小学校就学の始期に達するまでの児童で、その保護者が障害児通所給付費の支給決定を受けたもの
- (2) 第4条第2号に規定する事業 小学校修了前の児童で、その保護者が障害児通所給付費の支給決定を受けたもの
- (3) 第4条第3号に規定する事業 18歳未満の児童で、その保護者が障害児通所給付費の支給決定を受けたもの
- (4) 第4条第4号に規定する事業 小学校就学の始期に達するまでの児童
- (5) 第4条第5号及び第7号に規定する事業 18歳未満の児童及びその保護者

（利用手続）

第8条 第4条に規定する事業（同条第6号に規定する事業を除く。）を利用しようとする者は、市長の承認を受けなければならない。

2 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、センター又は事業の利用の承認をしないことができる。

- (1) 第4条第1号又は第2号に規定する事業が利用定員に達しているとき。
- (2) 公の秩序を乱し、又は善良の風俗を害するおそれがあるとき。
- (3) 事業を利用しようとする者が感染性の疾患を有するとき。
- (4) 第1条に規定する目的を達成するに不相当と認めるとき。
- (5) センターの管理上支障があるとき。

（利用承認の取消し等）

第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用を停止し、もしくは制限し、又は利用承認を取り消すことができる。

- (1) 前条第2項第2号又は第3号に該当することとなったとき。
- (2) 災害等により施設が利用できなくなったとき。

(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めたとき。

(利用者負担)

第10条 第4条第1号から第3号までに規定する事業を利用する者は、法第21条の5の3第2項第2号の規定により定められた額について、規則で定める負担上限月額範囲内において、これを負担しなければならない。

2 市長は、前項に規定するもののほか、食事の提供に要する費用その他利用者に負担させることが適当と認められるものについては、規則で定めるところにより、当該利用者から徴収することができる。

(使用料)

第11条 第4条第4号に規定する事業を利用する者は、次の表に定める使用料を納付しなければならない。

名称	利用回数	使用料
外来訓練に関する事業	1回当たり	児童1人当たり 1,000円

(使用料の減額及び免除)

第12条 市長は、特別の理由があると認めたときは、前条に規定する使用料を減額し、又は免除することができる。

(児童発達支援センター運営協議会の設置)

第13条 市長は、センターの運営に関する事項を審議する機関として、小金井市児童発達支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

2 協議会に、会長、副会長及び委員を置く。

3 協議会の運営に関して必要な事項は、規則で定める。

(損害賠償)

第14条 センターの建物及び設備に損害を与えた者は、市長が相当と認める損害額を賠償しなければならない。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、その額を減額し、又は免除することができる。

(委任)

第15条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年10月1日から施行する。

(小金井市幼児通所訓練施設条例の廃止)

2 小金井市幼児通所訓練施設条例（昭和51年条例第20号）は、廃止する。

（小金井市幼児通所訓練施設条例の廃止に伴う経過措置）

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の小金井市幼児通所訓練施設条例の規定により小金井市立ピノキオ幼稚園を利用していた者は、この条例の規定によりセンターを利用する者とみなす。

（準備行為）

4 第4条第1号から第3号まで及び第5号に規定する事業の利用の申請その他事業の実施のために必要な準備行為は、この条例の施行前においても行うことができる。

（特別職の給与に関する条例の一部改正）

5 特別職の給与に関する条例（昭和31年条例第22号）の一部を次のように改正する。

別表第3中

「

障害程度区分判定 審査会	会長	日額	27,000円
	委員長	日額	27,000円
	委員	日額	25,000円

」

を

「

障害程度区分判定 審査会	会長	日額	27,000円
	委員長	日額	27,000円
	委員	日額	25,000円
児童発達支援セン ター運営協議会	会長	日額	11,000円
	委員	日額	10,000円

」

に改める。

小金井市児童発達支援センター条例施行規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、小金井市児童発達支援センター条例（平成25年条例第 号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（施設の機能）

第2条 小金井市児童発達支援センター（以下「センター」という。）は、関係機関と連携を図りながら、条例第4条に規定する事業を実施するものとする。

（定員）

第3条 条例第4条第1号及び第2号に掲げる事業の利用定員については、次のとおりとする。

- (1) 児童発達支援に関する事業 21人
- (2) 放課後等デイサービスに関する事業 10人

（利用手続）

第4条 条例第8条の規定により事業を利用しようとする者は、小金井市児童発達支援センター利用申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

（利用の承認等）

第5条 市長は、前条の規定による申請に対し、利用を承認又は不承認する決定をしたときは、小金井市児童発達支援センター利用承認・不承認通知書（様式第2号）により、申請者にその旨を通知するものとする。

（利用承認の取消し等）

第6条 市長は、条例第9条の規定により利用を停止し、もしくは制限し、又は利用承認を取り消す決定をしたときは、小金井市児童発達支援センター利用取消し等通知書（様式第3号）により利用者に通知しなければならない。

（利用者負担）

第7条 条例第10条第1項に規定する負担上限月額については、別表第1の左欄に掲げる階層区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

2 条例第10条第2項に規定する食事の提供に要する費用として児童発達支援に関する事業の利用者が食事の提供サービスを利用したときの負担額については、別表第2の左欄に掲げる階層区分に応じ、それぞれ同表の右欄に掲げる額とする。

(使用料の減額及び免除)

第8条 条例第12条の規定による使用料の減額又は免除を受けようとする者は、市長にその理由を記載した小金井市児童発達支援センター使用料減額・免除申請書(様式第4号)を提出し、その承認を受けなければならない。

2 条例第12条の規定による使用料の減額又は免除の基準は、児童が次の各号に掲げる世帯に属する場合において、当該各号に定めるところによる。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)第6条第1項に規定する現に保護を受けている世帯 免除
- (2) 前年度分の市町村民税又は特別区民税が非課税である世帯 免除
- (3) 中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成6年法律第30号)による支援給付を受けている世帯 免除
- (4) 前3号に定めるもののほか、特に市長が必要と認める世帯 免除又は100分の50減額

3 市長は、前項の規定によりセンターの使用料の減額又は免除を承認又は不承認する決定をしたときは、速やかに小金井市児童発達支援センター使用料減額・免除(承認・不承認)決定通知書(様式第5号)により申請者にその旨を通知しなければならない。

(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この規則は、平成25年10月1日から施行する。

(定員に係る経過措置)

2 この規則の施行の日から平成26年3月31日までの間の児童発達支援に関する事業の利用定員については、第3条第1号の規定にかかわらず、15人とする。

別表第1（第7条関係）

階層区分	世帯の収入状況	負担上限月額
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)	4,600円
一般2	上記以外	37,200円

別表第2（第7条関係）

階層区分	世帯の収入状況	食事の提供に要する費用に係る負担額 (1食当たり)
生活保護	生活保護受給世帯	0円
低所得	市町村民税非課税世帯	0円
一般1	市町村民税課税世帯 (所得割28万円未満)	230円
一般2	上記以外	650円

様式・・・省略

小金井市児童発達支援センター運営協議会規則（案）

（趣旨）

第1条 この規則は、小金井市児童発達支援センター条例（平成25年条例第 号）第13条の規定に基づき、小金井市児童発達支援センター（以下「センター」という。）の利用者及び関係者の意見を反映して適正な管理及び運営を図るため設置する小金井市児童発達支援センター運営協議会（以下「協議会」という。）に関して、必要な事項を定めるものとする。

（所掌事項）

第2条 協議会は、次に掲げる事項を所掌し課題解決等に向けた方策の提案並びに実施事業の執行状況の検証及び評価（以下この条において「提案等」という。）を行う。

- (1) センターの運営に関すること。
- (2) センターの管理に関すること
- (3) センターの事業執行に関すること。
- (4) その他センターの事業に関すること。

2 協議会は、提案等の結果を速やかに市長に報告するものとする。

（組織）

第3条 協議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- (1) センター利用者の保護者 3人以内
- (2) 市内関係団体代表 4人以内
- (3) 学識経験者 2人以内
- (4) 関係行政機関の職員 3人以内

（任期）

第4条 委員の任期は、2年とする。

2 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第5条 協議会に、会長及び副会長を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 協議会は、会長が招集する。

2 協議会は、委員の2分の1以上の者の出席がなければ、会議を開催することができない。

3 議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(意見の聴取)

第7条 協議会は、必要に応じて委員以外の者に対して出席を求め、意見を聴くことができる。

(公開)

第8条 協議会は、公開とする。ただし、公開することが協議会の公正な運営に支障があると認められるときは、出席委員の過半数の議決により、非公開とすることができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉保健部障害福祉課において処理する。

(委任)

第10条 この規則の施行に関して必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

この規則は、平成25年10月1日から施行する。

小金井市児童発達支援センター事業詳細計画

発行日／平成25年3月

発行／小金井市福祉保健部障害福祉課
子ども家庭部保育課

〒184-8504 東京都小金井市本町6-6-3

TEL：042-383-1111（代表）

